

第三期三鷹市障がい者(児)計画 (素案)

令和6年 月
三鷹市

第三期三鷹市障がい者(児)計画のビジョン(基本理念)

だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち

自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち

持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち

このビジョン(基本理念)は、国等が掲げる「共生社会」の実現を目指すものであると同時に、「健康福祉総合計画」が目指す地域共生社会の構築に、障がい者福祉の観点から寄与することを願い、定めたものです。

は じ め に

調整中

三 鷹 市 長 河 村 孝

【目次】

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景	3
第2節 計画の位置づけ	4
(1) 計画の法的位置づけ	4
(2) 三鷹市における位置づけ	6
第3節 計画の期間	7
第4節 計画の策定体制と方法	7
(1) 三鷹市障がい者地域自立支援協議会による検討	7
(2) 実態調査の実施	7
(3) パブリックコメントの実施	8
第5節 障がい者施策を取り巻く法制度・社会情勢の変化	9
(1) 「障害者権利条約」の批准	9
(2) 障害者基本計画（第5次）の策定	9
(3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正	10
(4) 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の制定	11
(5) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正	11
(6) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立	12
(7) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部改正	13
(8) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」等の改正	13
(9) 「児童福祉法」等の改正	14
(10) 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承	14
(11) 新型コロナウイルス感染症の拡大とその対応	14

第2章 三鷹市の現状

第1節 第二期計画における三鷹市の取組	19
(1) 第二期計画の概要	19
(2) 第二期計画で掲げた重点課題に対する取組と課題	22
第2節 統計で見る障がいのある人の現状	24
(1) 身体障がいのある人の状況	24
(2) 知的障がいのある人の状況	25
(3) 精神障がいのある人の状況	26
(4) 難病患者等の状況	27
(5) 障がい支援区分の新規・更新状況	28
(6) 児童・生徒の状況	29

第3節 実態調査で見る障がいのある人の現状	33
(1) 調査の概要.....	33
(2) 調査対象と回収状況.....	33
(3) 調査方法と調査時期.....	34
(4) 調査結果（概要）.....	35
第4節 三鷹市の障がい者施策における課題と方向性	43
(1) 障がいに対する理解の拡大.....	43
(2) 安心して暮らせる地域づくり.....	44
(3) 障がいのある人の自己決定の尊重と相談支援機能の強化・充実.....	44
(4) 生活支援と家族支援の充実.....	45
(5) 就労を含めた社会参加の推進.....	45
(6) 一人ひとりの状況に応じた切れ目のないサポートの提供.....	46

第3章 基本理念

第1節 計画の基本理念と施策体系	49
-------------------------------	-----------

第4章 施策の展開

第1節 （基本目標1）計画の推進	55
(1) 計画の策定等.....	55
(2) 計画の推進.....	57
第2節 （基本目標2）互いを理解し、認め合う地域づくり	59
(1) 障がいに対する理解の推進.....	59
(2) 障がい者差別の解消と合理的配慮の推進.....	62
(3) 障がい者の権利保障.....	63
第3節 （基本目標3）安心して住みやすいまちづくりの推進	64
(1) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり.....	64
(2) バリアフリーのまちづくり.....	66
(3) 安全安心のまちづくり.....	67
第4節 （基本目標4）障がいのある人の視点に立った支援の提供と相談支援の充実	69
(1) 情報提供の充実.....	69
(2) 相談機能の充実.....	70
(3) 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり.....	74
第5節 （基本目標5）ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援	75
(1) 障がい児の生活支援の充実.....	75
(2) 障がい者の生活支援の充実.....	77
(3) 家族支援の充実.....	80

第6節	(基本目標6) 社会参加の推進	82
(1)	社会参加の推進	82
(2)	就労の推進	83
(3)	スポーツ・芸術・文化活動等の推進	85
第7節	(基本目標7) 障がいのある人を支える地域の基盤整備	87
(1)	福祉人財の確保・定着	88
(2)	サービスの質の確保	89
(3)	施設整備の推進	90

第5章 障害福祉サービスの見込み

(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)

第1節	前期計画における成果目標の達成状況	93
(1)	施設入所者の地域生活への移行	93
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	94
(3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	95
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	95
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	96
(6)	相談支援体制の充実・強化等	96
(7)	障害福祉サービス等の質の向上	97
第2節	新たな成果目標の設定	98
(1)	施設入所者の地域生活への移行	98
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	99
(3)	地域生活支援の充実	100
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	101
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	103
(6)	相談支援体制の充実・強化等	104
(7)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	105
第3節	障害福祉サービスの見込量とその確保方策	106
(1)	訪問系サービスの見込量と確保方策	106
(2)	日中活動系サービスの見込量と確保方策	109
(3)	居住系サービスの見込量と確保方策	114
(4)	相談支援の見込量と確保方策	115
第4節	地域生活支援事業の見込量とその確保方策	117
(1)	地域生活支援事業の概要	117
(2)	地域生活支援事業の見込みと確保方策	117
第5節	障がい児が利用するサービスの見込量とその確保方策	129
(1)	障害児通所・訪問系サービスの見込量と確保方策	129

(2) 障害児相談支援の見込量と確保方策.....	132
(3) 発達障がい者等に対する支援.....	133

第6章 資料編

(1) 計画の策定経過.....	137
(2) パブリックコメントで寄せられた意見.....	138
(3) 三鷹市障がい者地域自立支援協議会委員名簿.....	139
(4) 三鷹市障がい者地域自立支援協議会設置要綱.....	140
(5) 用語解説.....	143

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

本市においては、健康福祉施策の推進に関する総合計画である「三鷹市健康福祉総合計画2022（第2次改定）」を策定し、その計画を構成する六つの個別計画の一つとして、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」に基づく「障がい者計画」を位置づけ、計画的な施策の推進を図ってきました。また、「障がい者計画」との整合を図りながら、「障がい福祉計画（第1期～第6期）」「障がい児福祉計画（第1期～第2期）」を策定し、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保に努めてきました。

これら三つの計画では、「だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」「だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」の三つのビジョンを掲げ、本市における障がいのある人やその家族等を支える施策の総合的な推進を図っています。

障がい者施策をめぐるのは、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）等の法整備が行われており、障がいのある人の生活環境の改善が図られています。また、国が策定した「障害者基本計画（第4次）」以降、障がいのある人の自己決定や社会参加が重視されており、本市においても、引き続き法制度や社会情勢の変化に対応しながら、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

この度、「第二期三鷹市障がい者（児）計画」（以下「第二期計画」という。）が令和5年度末をもってその期間を満了することから、本市の障がいのある人を取り巻く現況を踏まえるとともに、障がい福祉制度における変更や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び「障害者基本法」に対応した新たな「第三期三鷹市障がい者（児）計画」（以下「本計画」という。）を策定します。今後も、本計画に基づき、障がいのある人等の人権が尊重され、住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して暮らしていける「共生社会の実現」を目指します。

第2節 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は「障害者基本法」の規定に基づき、障がい者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、地方公共団体等との連携・協力を得て作成する障がいのある人のための施策に関する基本的な計画（＝市町村障害者計画）です。

「障がい者計画」は本市の障がい者施策の基本計画としての機能を有します。関連する「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、「障がい者計画」に記載される生活支援における障害福祉サービス、障害児通所支援等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものです。

図表 市町村が策定する障がいのある人のための各計画の性格

<p style="text-align: center;">障がい者計画</p> <p>○ 「障害者基本法」(第11条第3項)に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画</p> <p>〔多分野にわたる計画(広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など)〕</p>
<p style="text-align: center;">障がい福祉計画</p> <p>○ 「障害者総合支援法」(第88条)に基づく、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する実施計画</p> <p>〔各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画〕</p>
<p style="text-align: center;">障がい児福祉計画</p> <p>○ 「児童福祉法」(第33条の20)に基づく、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する実施計画</p> <p>〔各年度における指定通所支援・指定障害児相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策等を定める計画〕</p>

図表 障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

- 第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

表記について

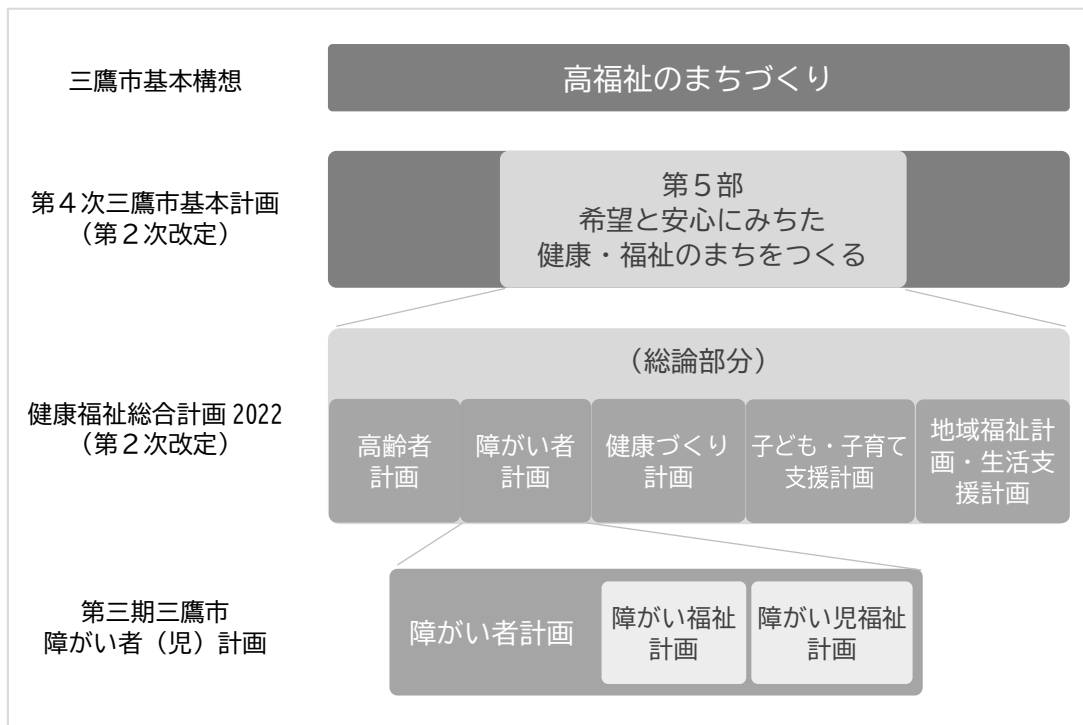
本文中の年次表記及び年度表記については、すべて和暦で統一しています。ただし、一部の表記については、社会事象の名称として公的に使用されるものがあるため、その限りではありません。また、「障害」の表記については、三鷹市総合計画における表記等を考慮して「障がい」としています。ただし、法律の名称や障害者手帳の名称等で「障害」の表記が適切なものは表記を統一していません。

(2) 三鷹市における位置づけ

本計画は、三鷹市の障がいのある人に関する施策全般についての考え方及び施策の方向性を示すものです。その中で、「障害者総合支援法」第88条に規定する「障がい福祉計画」及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する「障がい児福祉計画」を包含する内容として総合的に策定するものです。

また、三鷹市の計画体系において、本計画は、「三鷹市基本構想」及び「三鷹市基本計画」を上位計画とする「三鷹市健康福祉総合計画」の障がい者部門の個別計画に位置づけられるものです。

図表 三鷹市における本計画の位置づけ（令和6年3月末現在）



第3節 計画の期間

「障がい者計画」の期間は、令和6年度に策定予定の「第5次三鷹市基本計画」と計画期間を合わせ、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の期間は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。最終改正：令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号。以下「国の基本指針」という。）に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間と定めます。

いずれの計画においても、必要に応じて随時見直しを行うこととします。

第4節 計画の策定体制と方法

本計画の策定にあたっては、現状を把握するため、障がいのある人を対象とした実態調査を実施するとともに、障がい当事者をはじめとした市民、事業者、関係団体等幅広い分野の委員による三鷹市障がい者地域自立支援協議会において協議・検討を行いました。また、検討の過程でパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を反映して策定しています。

（1）三鷹市障がい者地域自立支援協議会による検討

本市では、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携強化と課題解決に向けた協議を行うことを目的として、三鷹市障がい者地域自立支援協議会を設置しています。本計画の策定にあたっては、生活課題や計画の内容に関し協議するとともに、その提言を計画に反映させています。

（2）実態調査の実施

市民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握するため、障害者手帳所持者及び受給者証所持者、医療費助成受給者等を対象とする「三鷹市障がい者等の生活と福祉実態調査」（以下「実態調査」という。）を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画に対する市民の意見を把握するため、パブリックコメントを実施しました。

図表 本計画の策定までの流れ



第5節 障がい者施策を取り巻く法制度・社会情勢の変化

我が国においては、「障害者権利条約」の批准（平成26年1月）に先立って、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）、「障害者総合支援法」の成立（平成24年6月）、「障害者差別解消法」の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）の改正（平成25年6月）等、様々な法制度等の整備が行われてきました。

こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、本市に居住する障がいのある人が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、関係団体や事業者等との連携を図っていく必要があります。

（1）「障害者権利条約」の批准

「障害者権利条約」は、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、その固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセス等、様々な分野における取組を締約国に対して求めるものです。

我が国は平成26年1月にこの条約を批准し、これに先立って様々な法制度の整備・改正が進められており、障がい者施策の充実を国全体で図っています。

（2）障害者基本計画（第5次）の策定

国は、「障害者施策は全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが重要」との考えに基づき、「障害者基本法」に基づいて「障害者基本計画」を策定しています。

令和5年3月に策定された「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）では、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調の3点を基本原則と定め、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止等11の分野における施策の推進を図っていくこととしています。

この計画の中では、「実現を目指すべき社会」として次の4点が掲げられています。

図表 基本計画を通じて実現を目指すべき社会

- 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- 「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- 障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

資料：内閣府「障害者基本計画（第5次）」

（3）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正

「障害者差別解消法」は、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。

この法律では、国・地方自治体等における障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めること等が規定されています。令和3年5月の改正により、障がいのある人に対する合理的配慮の提供が、民間事業者においても令和6年4月から義務化されることとなりました。

障害者差別解消法が変わります！

令和6年4月1日から
合理的配慮の提供が義務化
されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への**合理的配慮の提供が義務化**されました。
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、このリーフレットを通じて考えていきましょう！

改正後	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒ 義務

目次

- ・表紙……………1
- ・共生社会の実現に向けて……………2
- ・合理的配慮の提供とは……………4
- ・「合理的配慮」には対話が重要です！……………6
- ・不当な差別的取扱いとは……………8
- ・障害のある人へ適切に対応するためのチェックリスト……………10
- ・困ったときは……………12

出典：内閣府ホームページ「合理的配慮の提供」
(https://www8.cao.go.jp/shougai/suis hin/sabekai_leaflet-r05.html)

(4) 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の制定

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号。以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）は、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するために、必要な情報を十分に入手・利用したり、コミュニケーションを図ったりすることができる環境を整備するための法律で、令和4年5月に制定されました。国の「障害者基本計画」の策定や変更にあたっては、この法律の規定の趣旨を踏まえることとなっています。

(5) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）は、高齢者や障がいのある人等を含むすべての人が、移動や施設の利用において安全性や利便性を確保できるようにすることを目的とするものです。

令和2年5月に「バリアフリー法」が改正され、建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物に「公立小中学校」が追加されました。文部科学省では、バリアフリースロープやエレベーターの整備について整備目標を定めており、市内の学校施設についても、必要な改修・整備を行っていくこととなります。

また、「地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進」として、市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づいて、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することとなっています。基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることが可能です。

公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の加速について

公立小中学校等施設は、障害のある児童生徒等が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があるとともに、災害時の避難所としての役割も果たすことから、バリアフリー化が重要です。それには、学校設置者である市区町村による取組の加速化が不可欠です。

必要性1 令和2年5月のバリアフリー法の改正により
既存公立小中学校等施設のバリアフリー化が努力義務化

必要性2 近年、特別な支援が必要な児童生徒が増加^{※1}

必要性3 公立小中学校等の9割以上が避難所に指定^{※2}
災害時に、不特定多数の方が利用することが想定

※1：特別支援学級児童数(単位:千人)は、令和3年度に15.2(55.6)から令和4年度に15.8(56.8)に増加。108校(1.8)が新たに指定された(注:特別支援学級)。
※2：公立小中学校(単位:校)は、令和3年度に2,256(1,156)から令和4年度に2,261(1,157)に増加。指定された公立小中学校は1,499校(66.3%)に増加。(注:指定された公立小中学校)

■国の取組

- 令和7年度までの整備目標を設定、緊急かつ集中的な整備を要請
- 令和3年度から、バリアフリー化のための改修事業について国庫補助率を1/3から1/2に引き上げ
- 指針の改訂、相談窓口の設置、事例集の公表など技術的支援を実施

対象	令和2年度	令和4年度	令和7年度までの目標
バリアフリースロープ	校舎	65.2%	70.4%
	屋内運動場	36.9%	41.9%
門から建物の 入口までの 段差解消	校舎	78.5%	82.2%
	屋内運動場	74.4%	77.9%
エレベーター	校舎	57.3%	61.1%
	屋内運動場	57.0%	62.1%
エレベーター	校舎	27.1%	29.0%
	屋内運動場	65.9%	70.5%

学校施設のバリアフリー化に関する計画等がある地方自治体は約25%(4,491)。

報告書「学校施設におけるバリアフリー化の促進に向けた取組事例集(4.6)」
学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集(4.6)

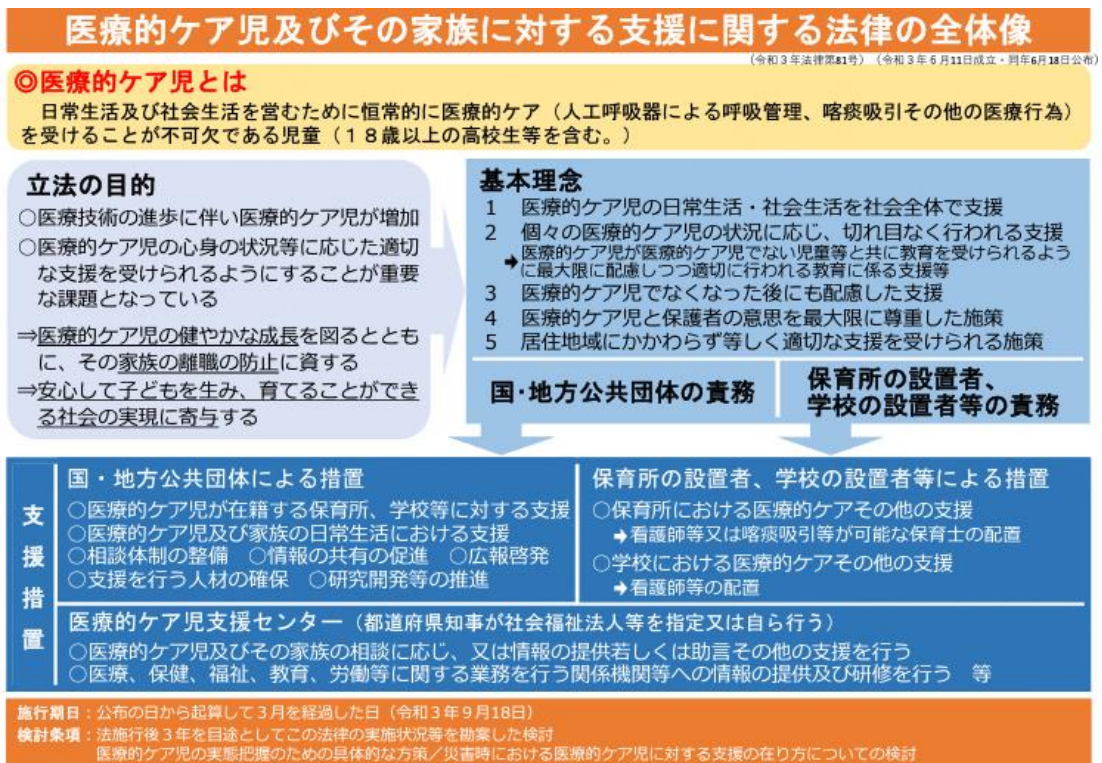
公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する相談窓口

出典:文部科学省「行政説明資料『学校施設のバリアフリー化について』」

(6) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立

令和3年6月に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号。以下「医療的ケア児支援法」という。）は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加し、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となったことを受け、医療的ケアを必要とする児童の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防ぎ、安心して子どもを産み育てる社会の構築を目指すものです。

この法律では、地方公共団体による措置として、医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援、医療的ケア児及び家族の日常生活における支援、相談体制の整備等が定められています。



出典：厚生労働省ホームページ「医療的ケア児等とその家族に対する支援施策」
 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000801674.pdf>)

(7) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部改正

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）は、精神障がいのある人の福祉の増進と国民のこころの健康の増進を図ることを目的としています。

精神障がいのある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備を推進するため、令和4年12月に改正が行われ、医療保護入院の見直し、入院者訪問支援事業の創設、医療機関における虐待防止の措置の義務化、虐待を発見した者（業務従事者）から都道府県等への通報の義務化等が定められています。

(8) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」等の改正

「障害者雇用促進法」は、昭和35年7月に成立した法律で、障がいのある人の雇用の安定を図るものです。令和5年3月に「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」（昭和35年政令第292号）が改正され、民間企業における障がいのある人の法定雇用率が令和6年4月から段階的に引き上げられることになりました（令和6年4月～：2.5%、令和8年7月：2.7%）。また、「障害者雇用促進法」が改正によって令和6年4月から、特に短い労働時間で働く重度身体障がい、重度知的障がい及び精神障がいのある人を雇用率に算入できること等が定められています。

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point ① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和6年4月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒ 2.5%	⇒ 2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	⇒ 40.0人以上	⇒ 37.5人以上

▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point ② 除外率が引き下げられます。（令和7年4月以降）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から改正のようになります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（乗配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（郵便事業を含む）	1.0%
・港湾運送業 ・倉庫業	1.5%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	2.0%
・林業（狩猟業を除く）	2.5%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	3.0%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	3.5%
・石炭・焦炭業	4.0%
・道路旅客運送業 ・小学校	4.5%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	5.0%
・船員等による船舶運送等の事業	7.0%

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL050301報報01

Point ③ 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。

▶ 精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。
週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。
週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point ④ 障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。（令和6年4月以降）

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶ 雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶ 既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数等の改善等）の拡充、職歴実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様への支援を強化します。

Q & A

Q1 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

A1 ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくこととなります。
②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくこととなります。

Q2 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2 障害者雇用のための申請助成金や専任定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。リポートを参照してご利用は軽々ありますので、まずは事業所登録のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」： <https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>

Q3 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？

A3 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。
なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。

出典：厚生労働省ホームページ「障害者雇用対策」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>)

(9) 「児童福祉法」等の改正

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が令和4年6月8日に成立しました（施行期日：令和6年4月1日）。

(10) 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承

国では、2020年東京オリンピック・パラリンピックを共生社会の実現に向けた機会とするため、「心のバリアフリー」「ユニバーサルデザインの街づくり」を二つの柱とする「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づいて、障がい当事者の意見を取り入れた施設整備、「バリアフリー法」の改正等が行われてきました。こうした機運を一過性のものとすることなく、障がいのある人への理解が一層進むよう、引き続き官民双方において、すべての人が暮らしやすい社会の構築のための取組が求められています。

(11) 新型コロナウイルス感染症の拡大とその対応

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、国民生活に様々な影響を及ぼし、障がいのある人等、脆弱な立場に置かれている人々に大きな影響を与えています。

感染拡大防止措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等が生じ、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しました。障がいのある人やその家族等に対しても、「孤独・孤立対策の重点計画」（令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定）を踏まえた支援が必要とされています。

また、障がいのある人にサービスを提供する事業者側でも、経営に影響が出るなどの課題が生じています。さらに、感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められる中、オンライン活

用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える人も多く見られました。令和5年5月から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけとしては5類感染症となりましたが、感染症拡大時をはじめ、地震・台風等の災害発生時といった非常時においても、障がいのある人やその家族等の抱える課題に留意しながら、必要な施策を展開する必要があります。

第2章 三鷹市の現状

第1節 第二期計画における三鷹市の取組

(1) 第二期計画の概要

第二期計画では、次に掲げる施策を進めてきました。

図表 第二期計画の概要

大項目	小項目	施策
1 計画の改定等と推進	(1) 計画の改定等と推進	① 「健康福祉総合計画 2022（第2次改定）」の推進
		② 「第二期障がい者（児）計画（障がい者計画・障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）」の推進と次期計画の策定
2 障がい者を支える環境づくり	(1) 障がい者の権利保障	① 障がい者差別解消の取り組み
		② 障がい者虐待防止の取り組み
		③ 権利擁護センターみたかの運営の充実
	(2) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展
		② 災害時避難行動要支援者支援事業の推進
		③ 在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画の作成
		④ 避難所運営体制の強化
	(3) バリアフリーのまちづくり	① バリアフリーのまちづくりの推進
		② 心のバリアフリーの推進
		③ 市ホームページのウェブアクセシビリティの向上
④ ソーシャルメディアやスマートフォン等の普及を踏まえた情報提供のあり方の検討		
⑤ 広報・啓発活動の充実		
3 相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立	(1) わかりやすい情報提供	⑥ 地域住民の理解促進
		① わかりやすい情報提供の充実
		② ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制の整備
	(2) 相談機能の充実	③ 「障がい者のためのしおり」のさらなる充実と活用
		① 基幹相談支援センターの円滑な運営と充実
		② 障がい者ケアマネジメント体制の推進
		③ 誰もがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の充実
	(3) 福祉サービス利用者等への支援	① 福祉サービス利用援助事業の推進
		② 適切な福祉サービス利用と利用者ニーズの把握に向けたモニタリングの推進
		③ 福祉サービス未利用者への対応強化

大項目	小項目	施策
4 社会参加と交流の推進	(1) 障がい者の社会参加の促進	① 障がい者のスポーツ機会の充実
		② 社会参加の条件整備
		③ 利用しやすい移動手段の確保
		④ コミュニケーション支援の充実
		⑤ 文化芸術活動の推進
	(2) 障がい者の就労の推進	① 障がい者の一般就労の推進
		② 雇用側への積極的な働きかけ
		③ 福祉的就労の充実
		④ 就労後の支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携
⑤ 市における就労体験の機会充実		
(3) 交流の推進	① 支え合う意識づくり	
	② 福祉教育の推進	
	③ 図書館利用における障がい者への支援	
5 地域における自立生活の支援	(1) 障害者総合支援法の適切な運営	① 自立支援給付事業の適切な実施と地域生活支援事業の推進
		② 障がい者等に関する調査の実施
	(2) 障がい者の自立生活支援	① 北野ハピネスセンターの効果的な運営
		② 地域生活支援拠点の機能の充実
		③ 家族支援の充実
		④ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援
		⑤ 障がい者の自立生活支援に向けた地域移行の推進
		⑥ 地域定着支援の充実
		⑦ 障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進
		⑧ 精神障がい者施策の充実
		⑨ 高齢障がい者への支援
	(3) 障がい児の生活支援	① 発達障がい児等の支援体制の充実
		② 「育てにくさ」への支援
		③ 子ども発達支援センターの機能の充実
		④ 障がい児等の療育支援の充実
		⑤ 障がい児福祉サービス等の充実
		⑥ 重症心身障がい児対象の児童発達支援等の充実
		⑦ 医療的ケア児への支援体制の充実
		⑧ 障がい児・医療的ケア児の保育環境の整備
		⑨ 障がい児等に対する子育て支援施設等の保育力向上

大項目	小項目	施策
6 自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保	(1) 施設整備の推進	① 福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実
		② 障がい者福祉施設の整備
	(2) 障がい者福祉施設の充実	① 障がい者グループホームの設置の支援
		② 民間障がい者施設への支援
	(3) サービスの質と人財の確保	① 障がい者を地域で支える担い手の確保
		② 第三者評価事業の推進と支援
③ 社会福祉法人に対する指導監査の充実		
④ 障害福祉サービス事業者等に対する指導検査の充実		
7 推進体制の整備	(1) 計画の推進体制	⑤ 居住系サービスを中心とした事業者連携体制の構築
		⑥ 感染症に対する備え
	(2) 関係機関等との連携	① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実
		② 関連個別計画との連携・整合
		① 保健・医療・福祉・教育等の縦横連携の強化
		② 福祉総合案内の充実
③ 関係団体等との連携による施策の充実		

(2) 第二期計画で掲げた重点課題に対する取組と課題

第二期計画では、六つの重点課題を掲げ、様々な取組を進めてきました。ここでは、主な取組と課題についてまとめています。

① 重点課題1 情報提供～必要な情報を的確に届けます～

「障がい者のためのしおり」について、電子化・音声コード化等、障がいのある人やその家族等がより使いやすいものにするための改善を図りました。市職員が障がいの特性を理解した接遇・わかりやすい情報提供ができるよう、研修を行ったほか、「差別解消法職員ハンドブック」を配布しました。

一方で、国や東京都、市役所、社会福祉協議会等、多数の機関が支援・情報を提供しているため、利用可能なサービス等について、障がいのある人やその家族等が得たい情報や適切な相談先に結び付くことが難しい場合があり、引き続き課題となっています。

② 重点課題2 就労の促進～障がい者の就労を支援します～

障がいのある人への支援として、就労セミナーや出張講座を開催したほか、就労後の職場定着、生活支援について関係機関と連携して支援しています。

また、雇用側への働きかけとして「障がい者の就労を考えるつどい」を開催するなど、障がい者雇用の事例、制度の情報提供を行いました。

一方で、週20時間未満の短時間雇用を行う事業所の新規開拓及び周知が不足していることや、他市の就労定着支援事業所や相談支援事業所との連携が不十分な点等が課題となっています。

③ 重点課題3 地域移行

～医療機関・施設等から地域生活への移行を促進します～

精神科病棟等の長期入院患者等で退院希望のある人が地域移行・定着できるよう、地域移行支援や自立生活援助等の障害福祉サービスの支給を行いました。

一方で、重度化・高齢化した人が退院する場合、住まいや日中活動の場の確保が困難なケースが多いほか、新型コロナウイルス感染症の影響により面会や外出の機会が制限されたため、地域移行が進んでいない現状があります。

④ 重点課題4 障がい児支援～障がい児への支援を充実します～

子ども発達支援センターと総合保健センターが連携して行う、「子育て支援プログラム」を通じて、早期の発達支援を行うほか、子ども発達支援センターにおける相談支援システムの強化を図りました。また、医療的ケア児に対して関係分野の支援を調整するコーディネーターを1名配置し、総合的な切れ目のない支援の提供に向けた体制の構築を図っています。

一方で、地域の理解促進に向けた情報発信や啓発の強化は十分とはいえません。。さらに、障がい児保育の実施に必要な保育士等の人財確保、育成や関係機関との更なる連携についても必要です。

⑤ 重点課題5 地域での生活のしやすさ

～地域で安心して暮らしていけるようにします～

切れ目のない支援を継続して提供できるよう、必要に応じてケースカンファレンス等を実施しているほか、特別支援学校等の生徒・保護者を対象としたライフステージに対応した福祉サービスの利用案内等を行っています。

また、福祉タクシー券の交付対象を拡大したほか、移動支援事業を担うガイドヘルパーの養成研修を開催するなど、障がいのある人の移動の支援を行うことで、社会参加を推進しています。

一方で、民間バスの路線廃止や減便、コミュニティバスの運行本数が少なさ、ガイドヘルパーの不足等、障がいのある人の移動支援を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっています。

⑥ 重点課題6 相談支援～誰もが相談しやすい相談支援体制を整備します～

障がい者相談支援センターぽっぴや地域活動支援センターまちかど、障がい者自立支援センターゆー・あい等、様々な相談窓口を開設しています。

三鷹市役所では手話通訳者を設置（毎週金曜日）しています。

一方で、相談窓口が複数あることにより、相談者がどの窓口を選択するか戸惑う場面がある、夜間・休日に対応する相談窓口がない等の課題が残っています。

また、一人ひとり異なる障がいの特性や生活実態に合わせて多様なサービスを総合的に提供するために不可欠な相談支援専門員が不足しています。

第2節 統計で見る障がいのある人の現状

(1) 身体障がいのある人の状況

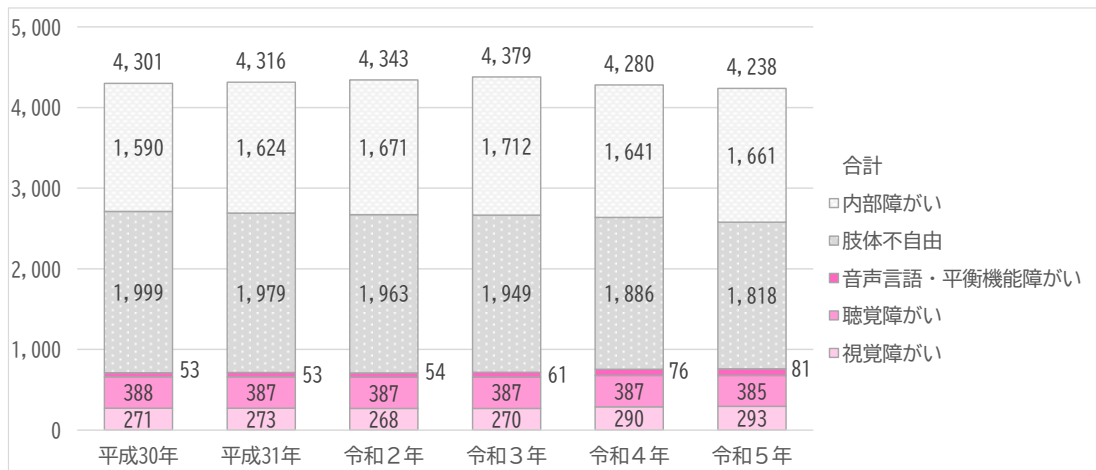
身体障害者手帳所持者数を見ると、近年は4,300人前後と横ばいで推移しており、令和5年4月1日時点では4,238人となっています。

障がいの部位別に見ると、最も人数が多いのは「肢体不自由」で、令和5年には1,818人と、身体障害者手帳所持者のうち約44.1%を占めています。いずれの障がいも横ばい傾向を示しています。

年齢区分別に見ると、いずれの年齢層でも横ばいで推移しています。

図表 身体障害者手帳所持者数（障がいの部位別）の推移

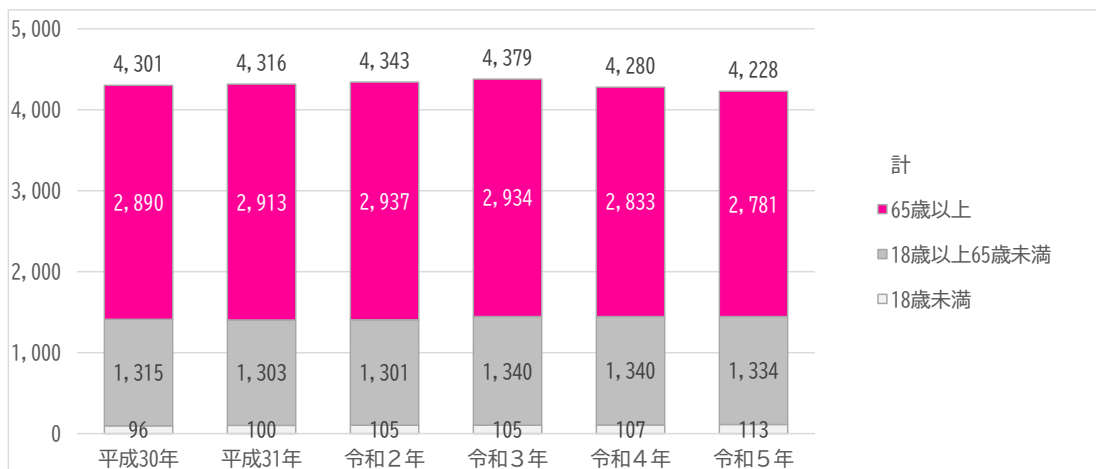
単位：人



※各年4月1日現在

図表 身体障害者手帳所持者数（年齢区分別）の推移

単位：人



※各年4月1日現在

(2) 知的障がいのある人の状況

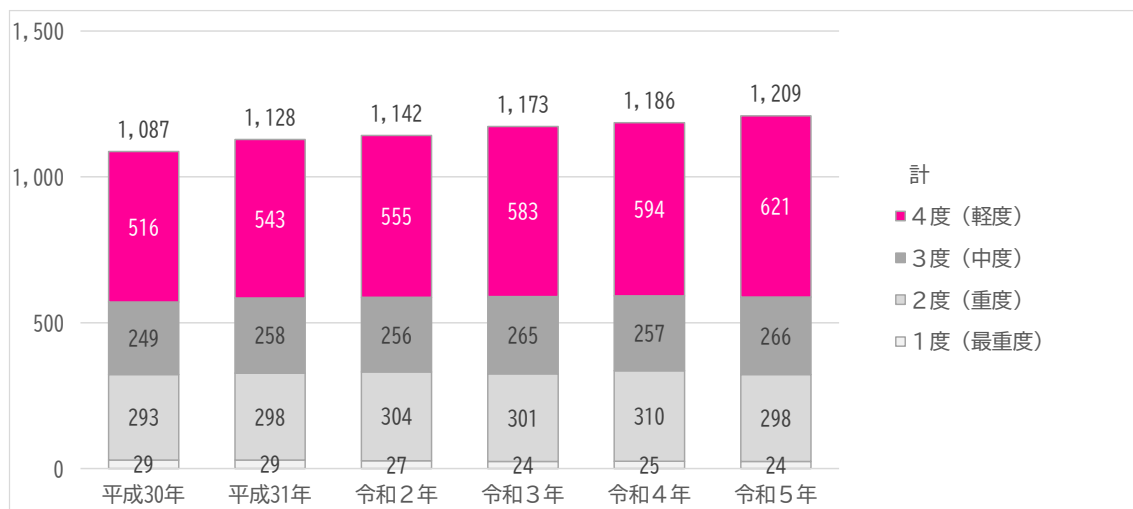
愛の手帳所持者数を見ると、増加傾向が続いており、令和5年4月1日時点では1,209人となっています。

手帳の等級別に見ると、近年は増加傾向が続いており、特に「4度（軽度）」で大きく増加しています。

年齢区分で見ると、「18歳以上65歳未満」で大きく増加しており、令和2年以降は800人台となっています。

図表 愛の手帳所持者数（等級別）の推移

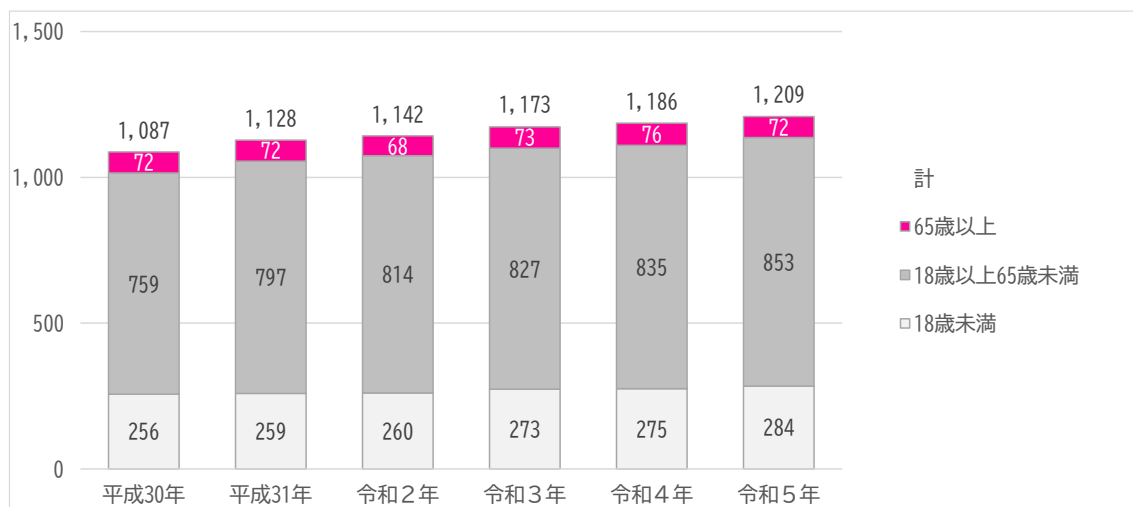
単位：人



※各年4月1日現在

図表 愛の手帳所持者数（年齢区分別）の推移

単位：人



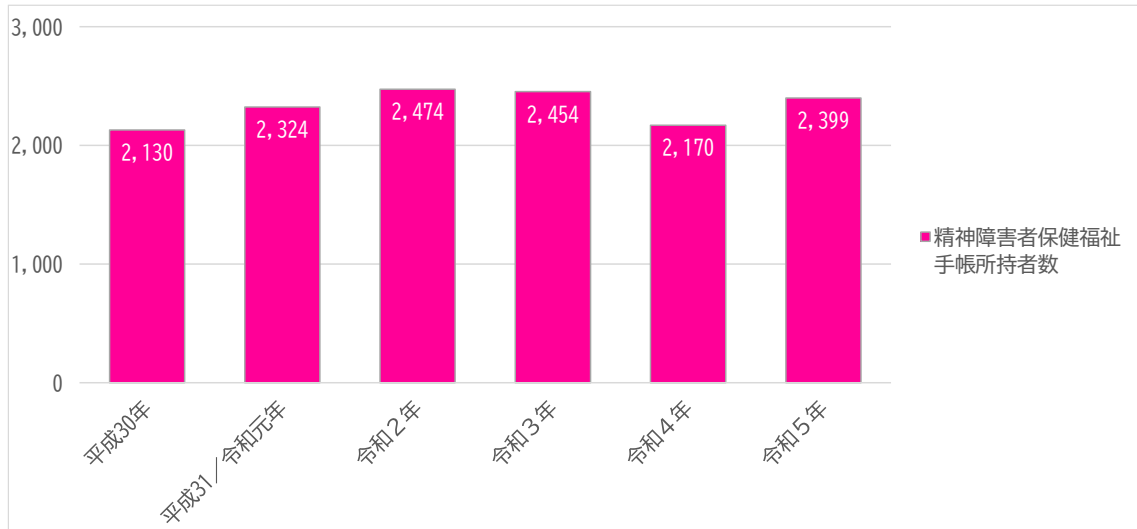
※各年4月1日現在

(3) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数を見ると、令和5年には2,399人と、前年と比べ増加傾向にあります。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人



※令和3年までは申請件数

図表 令和5年度における精神障害者保健福祉手帳所持者数
(年齢区分別・等級別)

単位：人

年齢区分	手帳所持者数	等級	手帳所持者数
18歳未満	54	1級	156
18歳以上 65歳未満	1,956	2級	1,179
65歳以上	389	3級	1,064
合計	2,399	合計	2,399

※令和5年4月1日現在

(4) 難病患者等の状況

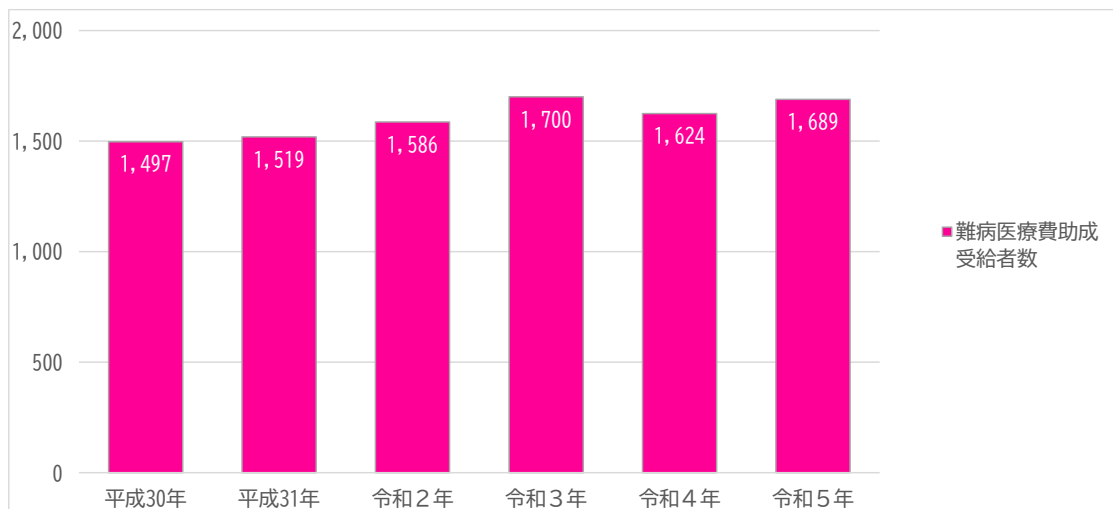
「難病」とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもののことをいいます（「難病の患者に対する医療等に関する法律」による。）。難病のうち、国が定めるものを「指定難病」といい、現在、338疾病が指定されており、医療費や一部の介護サービスに係る費用について助成が行われています。

東京都では、指定難病に加え、独自に8疾病等も対象として医療費等の助成を行っています。

令和5年3月31日現在、三鷹市で東京都の難病等医療費助成を受けている人は、1,689人です。

図表 東京都の難病医療費助成を受けている人数の推移

単位：人



※各年4月1日現在

(5) 障がい支援区分の新規・更新状況

障害福祉サービスの利用には「障がい支援区分」の認定が必要になることがあります。「障がい支援区分」とは、障がいのある人が必要とする支援の度合いを総合的に示したもので、数字が大きくなるほど多くの支援を要することを示しています。

平成30年以降の認定者数（新規、更新分）の推移は以下のとおりです。

図表 障がい支援区分認定者数（区分別）の推移

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	2	3	1	1	1	0
区分2	67	94	68	45	75	74
区分3	45	94	75	42	95	89
区分4	44	76	52	43	61	67
区分5	34	65	37	22	42	42
区分6	69	100	59	72	67	56
合計	261	432	292	225	341	328

※各年4月1日現在。審査会で認定された人数。

(6) 児童・生徒の状況

① 保育園

本市では、令和5年4月現在、認可保育園では26人、うち公立（公設公営）保育園8園で14人、公立（公設民営）保育園2園で2人、私立保育園8園で10人のケアプラス保育を行っています。

図表 認可保育園における預かり状況

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
年齢別人数	0	3	2	5	12	4	26

※令和5年4月1日現在

図表 認可保育園における預かり状況

単位：人

	公立 （公設公営）	公立 （公設民営）	私立 （公私連携）	私立	合計
保育園別人数	14	2	4	6	26

※令和5年4月1日現在

図表 市内の保育園

公立（公設公営） （8園）	中央保育園、南浦東保育園、あけぼの保育園、新川保育園、中原保育園、下連雀保育園、上連雀保育園、野崎保育園
公立（公設民営） （2園）	東台保育園、牟礼保育園
私立（公私連携） （4園）	三鷹西野保育園、三鷹ちどりこども園、三鷹南浦西保育園、三鷹赤とんぼ保育園
私立 （4園）	みたか小鳥の森保育園、みたかつくしんぼ保育園、京進のほいくえん HOPPA たかの子、椎の実子どもの家

② 小学校・中学校

本市の小・中学校の通常の学級には、医療機関等で何らかの障がいの診断を受けた人のほか、医療機関等では診断を受けていないが、それらの障がいに類する状態の児童・生徒が在籍しています。そのうち、令和5年4月現在、小学校では419人の児童が、中学校では142人の生徒が通級による指導を受けています。

また、固定制の教育支援学級は、小学校5校20クラスに133人の児童が、中学校5校11クラスに80人の生徒が在籍しています。

図表 教育支援学級の児童・生徒数と学級数

単位：人

	児童・生徒数			学級数		
	固定学級	通級学級	合計	固定学級	通級学級	合計
小学校	133	419	552	20	4	24
中学校	80	142	222	11	-	11
合計	213	561	774	31	4	35

※令和5年4月1日現在

図表 学年別に見た教育支援学級利用者数

単位：人

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学校	9	85	111	127	98	122	552
中学校	68	75	79	-	-	-	222

※令和5年4月1日現在

図表 教育支援学級設置校・通級教室実施校一覧

○ 通級制の教育支援学級設置校（児童・生徒が設置校へ通級する）

小学校（1校）：南浦小学校（難聴・言語障がい）

○ 校内通級教室実施校（教員が拠点校から巡回校へ出向いて指導を行う）

小学校（15校・情緒障がい等）：

拠点校：第二小学校（さくら木教室）	巡回校：井口小学校
拠点校：第五小学校（つばさ教室）	巡回校：高山小学校
拠点校：第七小学校（ポプラ教室）	巡回校：第三小学校
拠点校：南浦小学校（むつみ教室）	巡回校：第四小学校、第六小学校
拠点校：中原小学校（むらさき教室）	巡回校：東台小学校
拠点校：北野小学校（けやき教室）	巡回校：第一小学校
拠点校：羽沢小学校（せせらぎ教室）	巡回校：大沢台小学校

中学校（7校・情緒障がい等）：

拠点校：第二中学校	巡回校：第四中学校、第七中学校
拠点校：第六中学校	巡回校：第一中学校、第三中学校、第五中学校

○ 固定制の教育支援学級設置校（知的障がい）

小学校（5校）：

第六小学校、第七小学校、大沢台小学校、高山小学校、東台小学校

中学校（5校）：

第一中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校、第七中学校

③ 公立特別支援学校等

令和5年10月現在、都立特別支援学校小学部に53人の児童が、中学部に31人の生徒が在籍しています。このほかに、国立特別支援学校小学部に1人、中学部に1人、県立特別支援学校小学部に2人、県立特別支援学校中学部に1人、私立特別支援学校小学部に2人在籍しています。

図表 公立特別支援学校等の児童・生徒数

単位：人

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学校	12	9	9	10	10	8	58
中学校	7	17	9	—	—	—	33
高等学校	12	14	13	—	—	—	39

※令和5年10月1日現在

図表 公立特別支援学校等一覧

小学校（9校）

大塚ろう学校小学部、清瀬特別支援学校小学部、久我山青光学園小学部、小金井特別支援学校小学部、調布特別支援学校小学部、府中けやきの森学園小学部、立川ろう学校小学部、小平特別支援学校小学部、墨東特別支援学校小学部

中学校（4校）

久我山青光学園中学部、清瀬特別支援学校中学部、調布特別支援学校中学部、府中けやきの森学園中学部

高等学校（1校）

府中けやきの森学園高等部

④ 学童保育所

市内のすべての学童保育所で障がいのある児童の受入れを行っており、令和5年4月現在、23箇所の学童保育所に38人の児童が入所しています。

図表 学童保育所入所者数

単位：人

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生
学童保育所	7	15	10	6	38

※令和5年4月1日現在

第3節 実態調査で見る障がいのある人の現状

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、障がいのある人の生活実態や障がい福祉に関する意識、意向等を把握する実態調査を実施しました。

(2) 調査対象と回収状況

調査対象及び回収状況は次のとおりです。

図表 調査対象及び回収状況

調査種別	調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
A 障がい者調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内在住の18歳以上65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ※手帳の種類ごとに1/2を無作為抽出 ● 市内在住の18歳以上65歳未満の自立支援医療（精神通院）受給者 ※手帳所持者を除く1/2を無作為抽出 ● 市内在住の18歳以上65歳未満の難病医療費助成受給者 ※1/2を無作為抽出 	2,222票	837票	37.7%
B 障がい児調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内在住の18歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ● 市内在住の18歳未満の自立支援医療（精神通院）受給者 ※手帳所持者を除く ● 市内在住の18歳未満の難病医療費助成受給者 	401票	190票	47.4%
C 入院中精神障がい者調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関に長期（1年以上）入院中の精神障がい者 	189票	79票	41.8%
D 施設入所者調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者施設に入所中の障がい者 	123票	96票	78.0%
E 医療的ケア児・者調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内在住の医療的ケアを必要としている障がい児・者 	40票	31票	77.5%

調査種別	調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
F 高齢障がい者 調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内在住の65歳以上の身体障害者手帳所持者のうち視覚障害及び聴覚障害1・2級の者（64歳以前に当該手帳を取得した者） ● 市内在住の65歳以上の愛の手帳所持者（64歳以前に当該手帳を取得した者） ● 市内在住の65歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者（64歳以前に当該手帳を取得した者） 	219票	96票	43.8%

(3) 調査方法と調査時期

調査方法と調査時期は次のとおり。

図表 調査方法と調査時期

調査種別	調査方法	調査時期
A 障がい者調査 B 障がい児調査 E 医療的ケア児・者調査	郵送による配布 郵送・Webによる回収	令和4年9月
C 入院中精神障がい者調査 D 施設入所者調査 F 高齢障がい者調査	郵送による配布・回収	令和4年10月

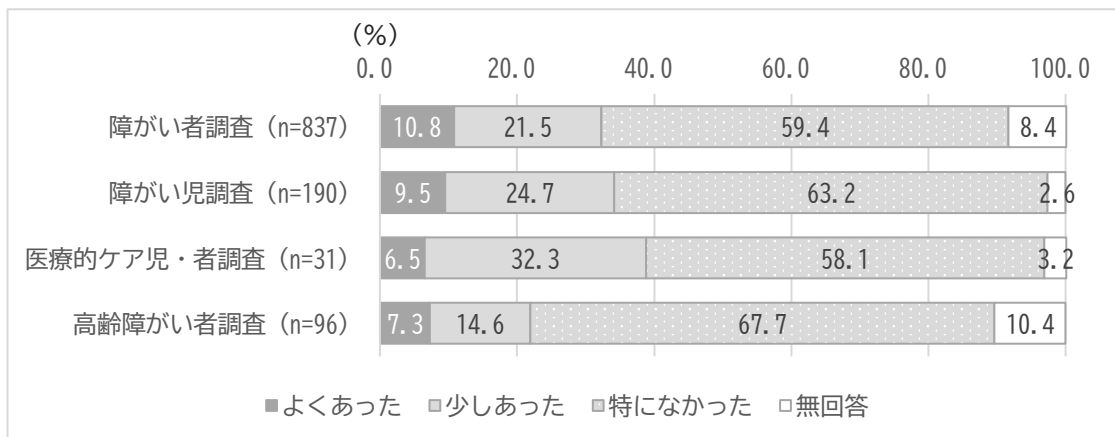
(4) 調査結果（概要）

① 障がいに対する理解

過去1年間に差別を受けたり嫌な思いをしたりしたことがあるかについては、障がい者調査、障がい児調査では「よくあった」が1割前後を占めています。

「少しあった」は、医療的ケア児・者調査では32.3%を占めているほか、障がい者調査では21.5%、障がい児調査では24.7%となっています。

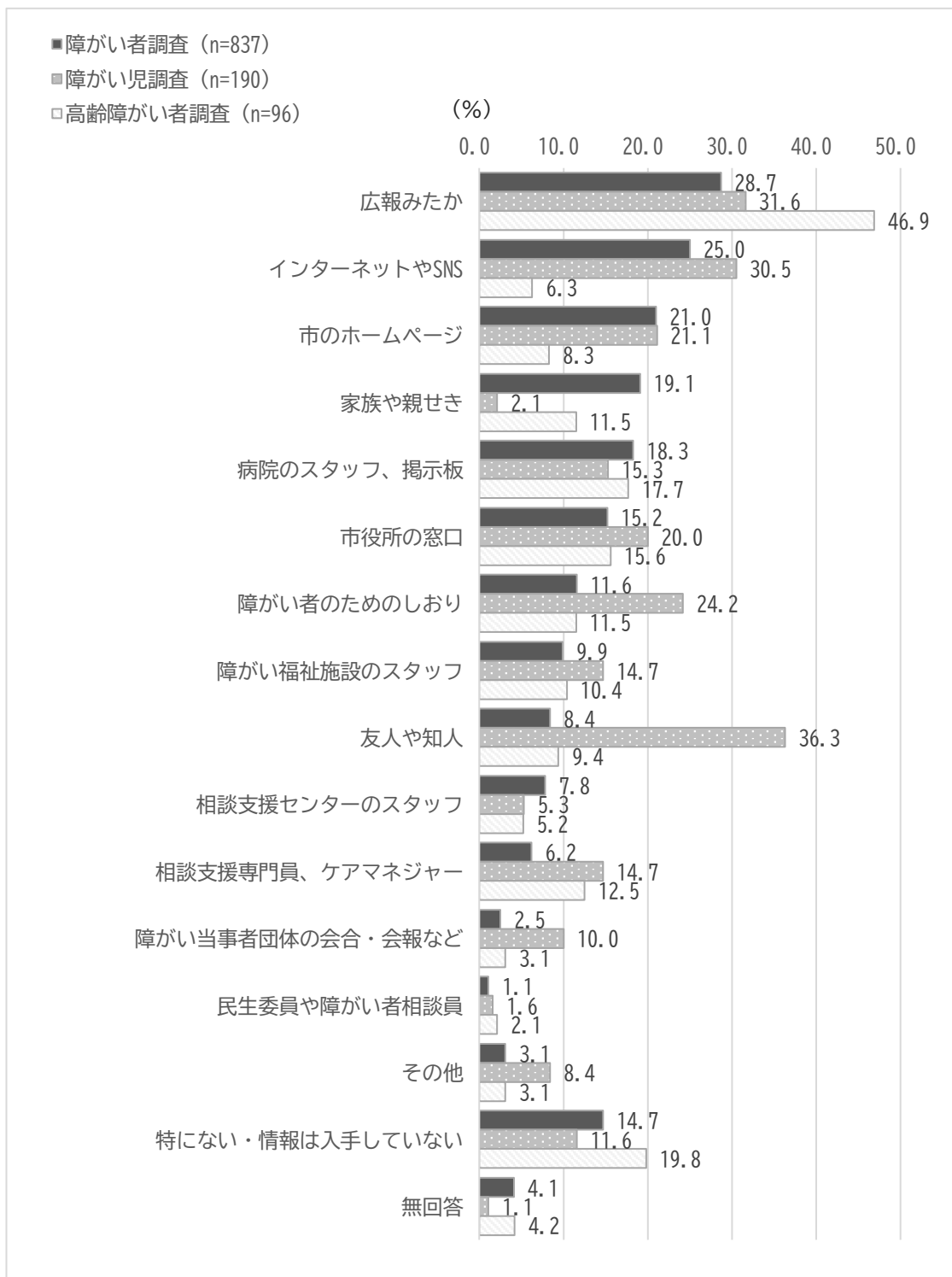
図表 過去1年間に差別を受けたり嫌な思いをしたりしたことがあるか



② 情報の取得について

福祉制度やサービス等の情報を入手する手段については、障がい者調査、高齢障がい者調査では「広報みたか」が最多となっているのに対し、障がい児調査では「友人や知人」が最多となっています。

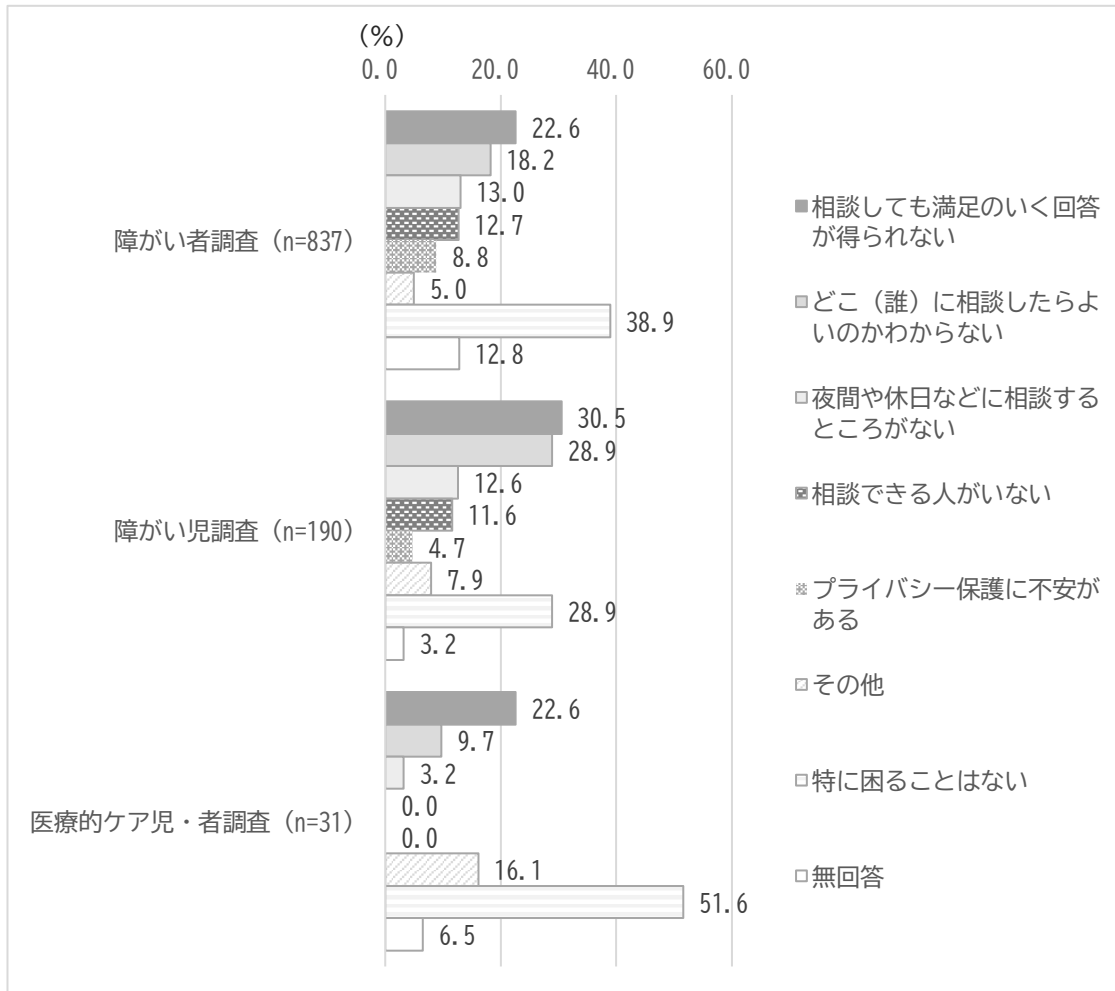
図表 福祉制度やサービス等の情報を入手する手段（複数回答）



③ 相談等について

相談で困ることについては、障がい者調査、医療的ケア児・者調査では「特に困ることはない」が最も多いのに対し、障がい児調査では「相談しても満足 of 回答が得られない」が最も多く、次いで「どこ（誰）に相談したらよいかわからない」等となっています。

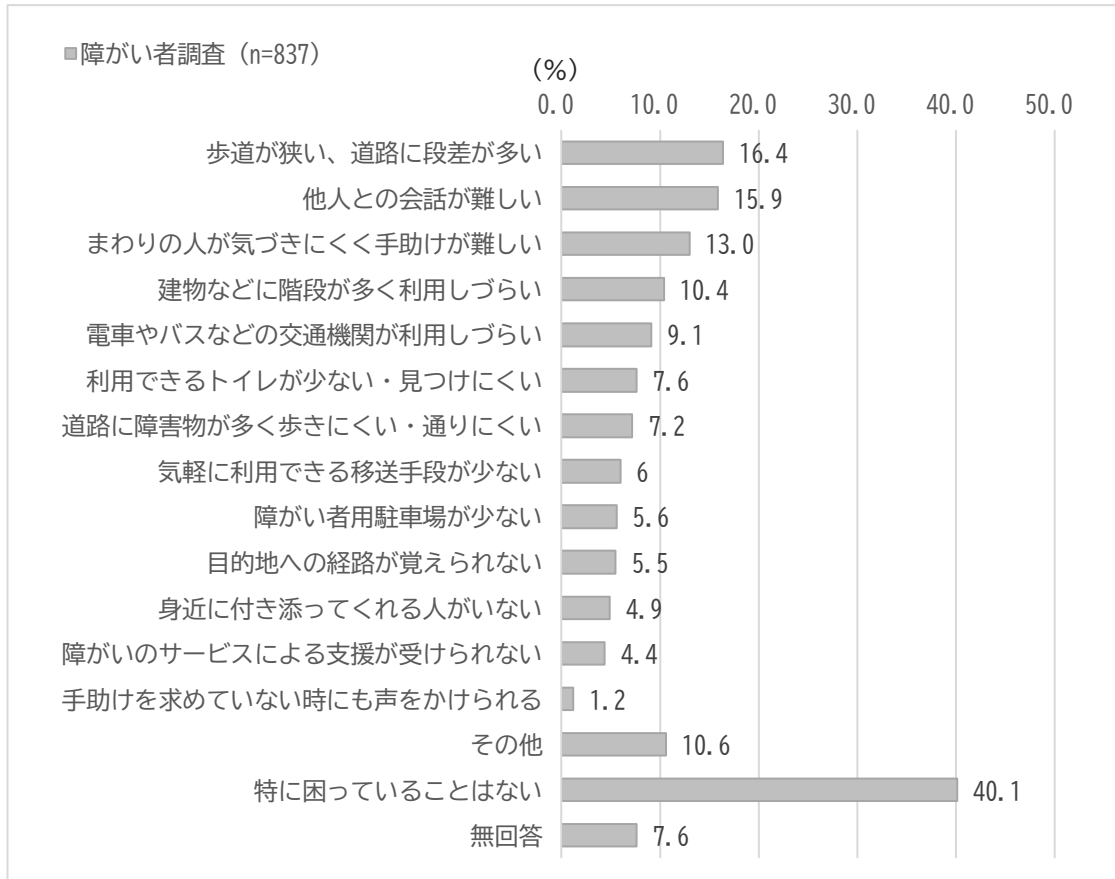
図表 相談で困ること（複数回答）



④ 外出時の困りごと

外出時に困ることについては、障がい者調査では「特に困っていることはない」を除くと「歩道が狭い、道路に段差が多い」が最も多く、「他人との会話が難しい」「まわりの人が気づきにくく手助けが難しい」等が続いています。

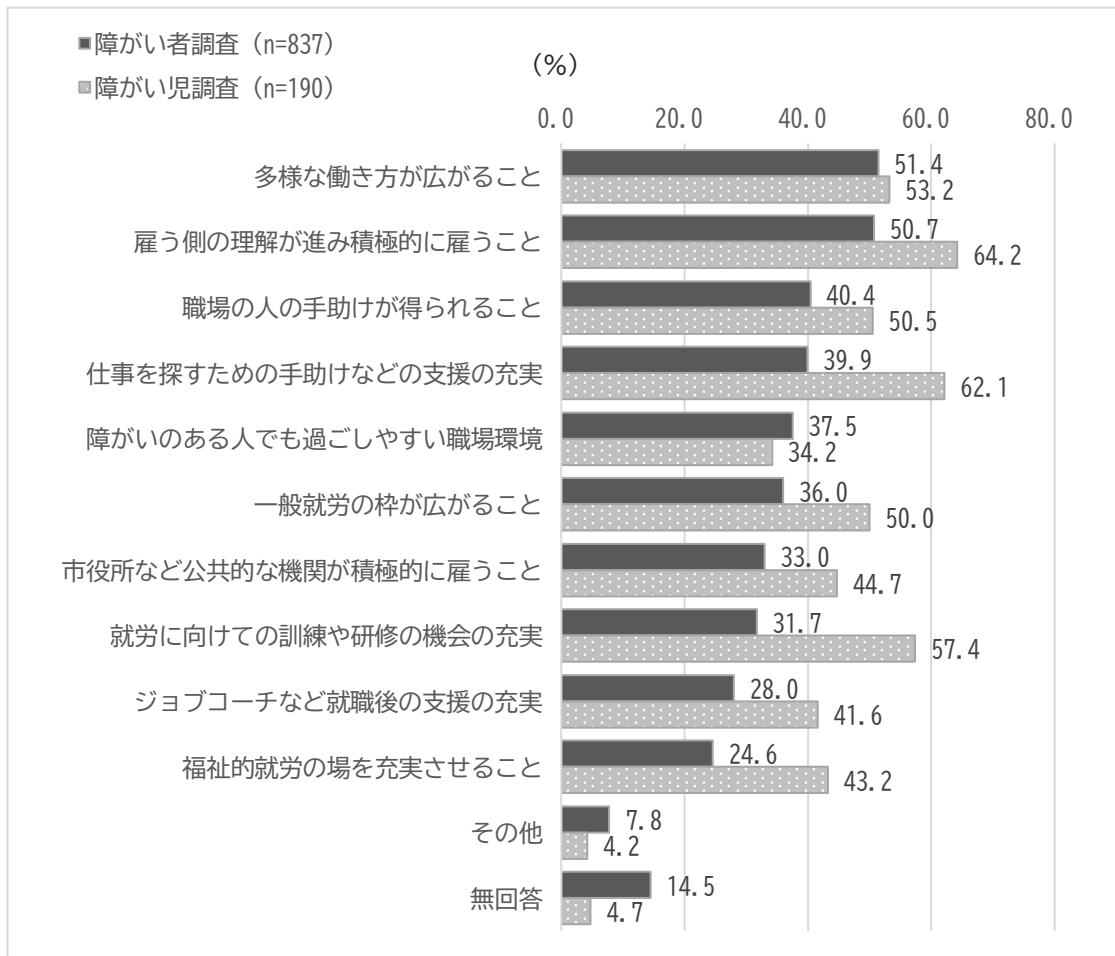
図表 外出時に困ること（複数回答）



⑤ 就労について

障がいのある人が就労していくうえで必要なことについては、障がい者調査では「多様な働き方が広がること」（51.4%）が最も多いのに対し、障がい児調査では「雇う側の理解が進み積極的に雇うこと」（64.2%）が最も多くなっています。

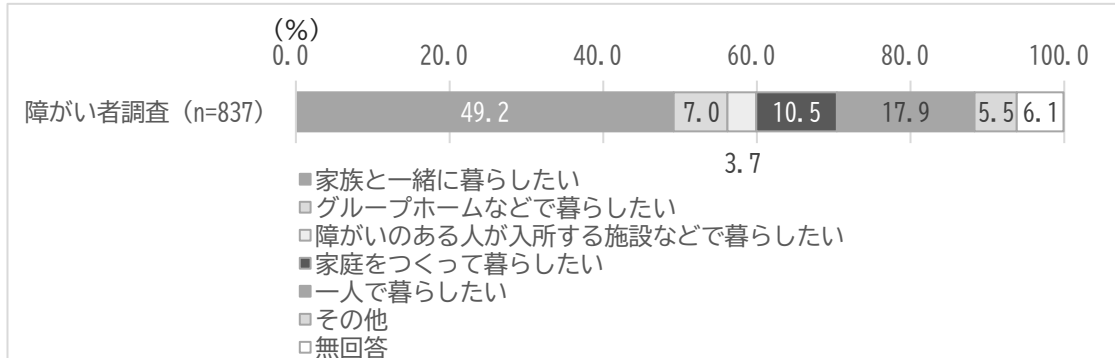
図表 障がいのある人が就労していくうえで必要なこと（複数回答）



⑥ 希望する暮らし方

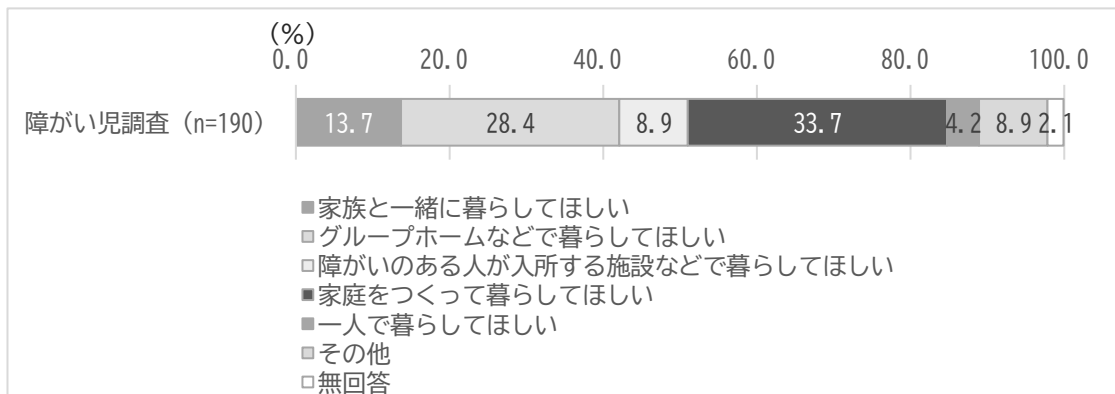
障がい者調査では、「家族と一緒に暮らしたい」が49.2%を占めています。

図表 希望する暮らし方（障がい者調査）



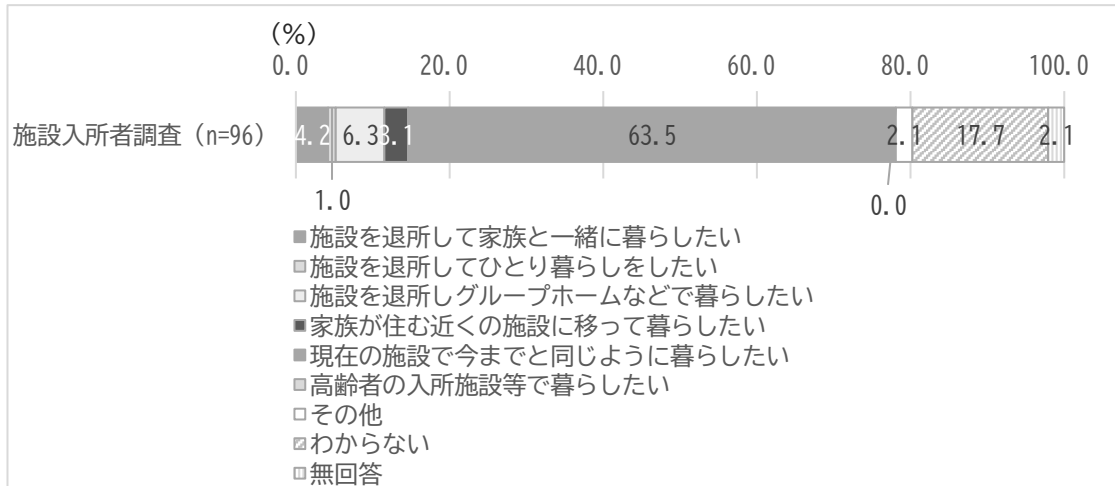
障がい児調査では、「家庭をつくって暮らしてほしい」が33.7%、「グループホームなどで暮らしてほしい」が28.4%を占めています。

図表 希望する暮らし方（障がい児調査）



施設入所者調査では、「現在の施設で今までと同じように暮らしたい」が63.5%、「施設を退所したい」人は11.5%となっています。

図表 希望する暮らし方（施設入所者調査）



⑦ 災害について

災害時の備えで困ることについては、障がい者調査、障がい児調査では「備蓄を保管するスペースがない」が第1位となっているのに対し、医療的ケア児・者調査では「非常時に医療的ケアを受けられる環境がない」が、高齢障がい者調査では「一時避難場所や避難所の位置がわからない」が第1位となっています。

図表 災害時の備えで困ること
(全体・属性別—上位3項目／複数回答)

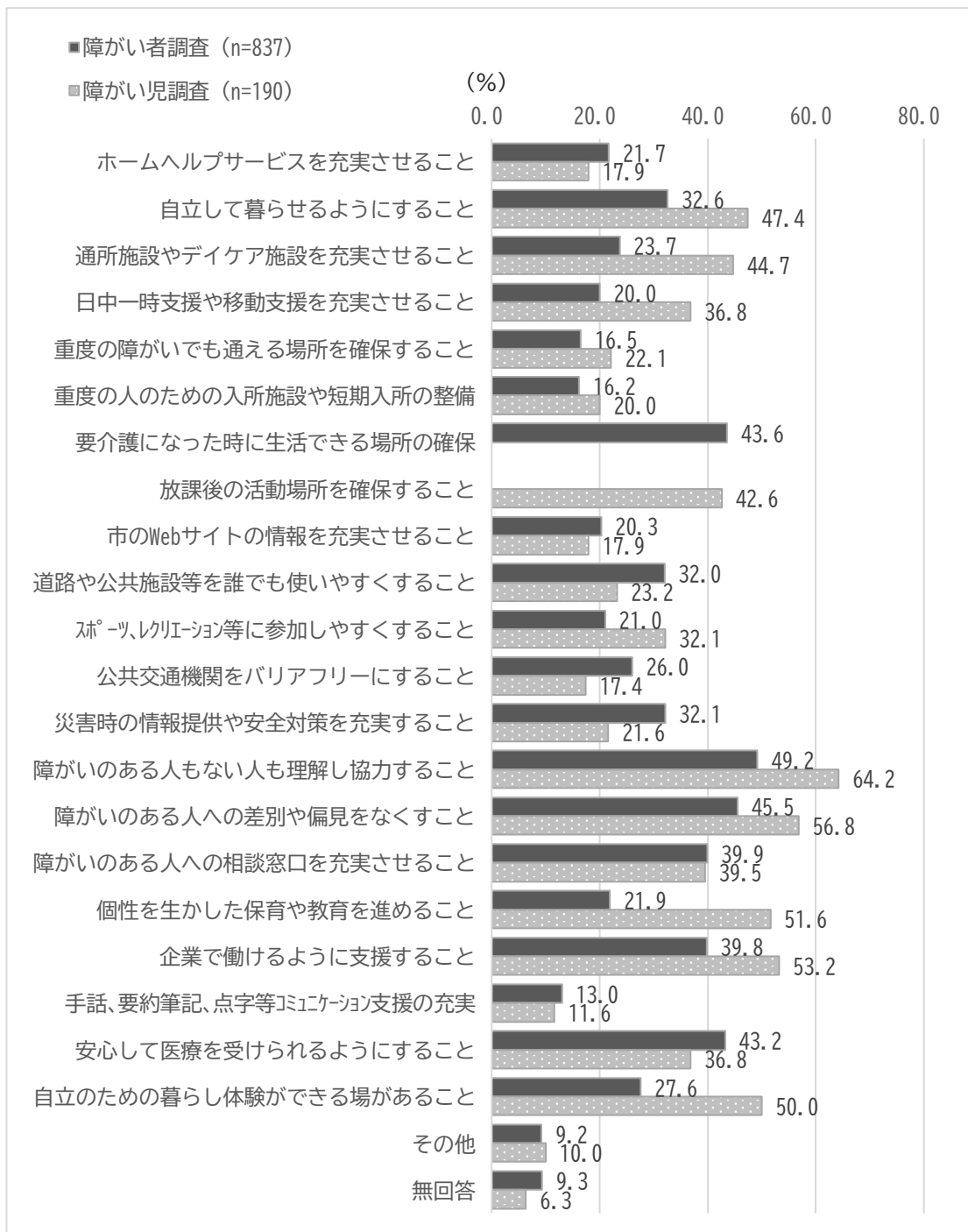
単位：%

		第1位	第2位	第3位
調査種別	障がい者調査	備蓄を保管するスペースがない 24.9	備蓄を用意する経済的な余裕がない 21.5	特に困っていることはない 20.3
	障がい児調査	備蓄を保管するスペースがない 32.6	避難時における介助・支援者がいない 20.0	何を備蓄すればいいのかわからない 19.5
	医療的ケア児・者調査	非常時に医療的ケアを受けられる環境がない 48.4	その他 35.5	備蓄を保管するスペースがない 32.3
	高齢障がい者調査	一時避難場所や避難所の位置がわからない 26.0	非常時に利用できる手段が限られている 22.9	避難時における介助・支援者がいない 20.8

⑧ 三鷹市が今後重視すべき取組

三鷹市が今後重視すべき取組については、障がい者調査、障がい児調査ともに「障がいのある人もない人も理解し協力すること」が最も多くなっています。

図表 三鷹市が今後重視すべき取組（複数回答）



第4節 三鷹市の障がい者施策における課題と方向性

障がいの有無にかかわらず、地域社会で安心して暮らしていくために、障がいの重度化、高齢化及び難病等対象疾病の拡充等に伴うニーズへのきめ細やかな対応が求められています。地域で安心して暮らすために、地域の方々へ障がいへの理解を推進し支え合いの環境づくりを進めるなど、障がいのある人の人権が尊重され、住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていける「共生社会の実現」を目指します。

(1) 障がいに対する理解の拡大

「障害者差別解消法」の施行以降、行政機関のみならず民間事業者に対しても「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められるようになり、本市でも、障がいを理由とする差別の解消に向けた市民への広報・啓発活動を進めてきました。

一方で、実態調査の結果では、過去1年間に差別を受けたり嫌な思いをしたことがあるかという設問に対し、障がい者調査・障がい児調査では「よくあった」が1割前後を占めているなど、障がいのある人や障がいそのものに対しての社会の理解が十分であるとは言えない状況であることがうかがえます。

共生社会の実現に向けて、多様な障がいの存在が広く認知されるよう、広報・啓発を今後も継続的に実施する必要があります。だれもが社会の大切な一員として尊重され、すべての人が社会に参画する機会を持てるよう、身近な地域における相互理解を深める機会を提供していくことが必要と考えます。また、「障害者差別解消法」の改正に伴い、令和6年4月から事業者の合理的配慮の提供が義務化されることの周知を図る必要があります。これ以外にも、地域で安心して生活していくには、障がいのある人の権利や財産を守るための取組（権利擁護）の重要性は更に高まっていくことが見込まれます。制度の正しい理解と利用につなげていく必要があります。

(2) 安心して暮らせる地域づくり

障がいのある人が安心して地域で暮らし続けるためには、安定した障害福祉サービスの提供が必要です。今後、人口減少が加速する中、担い手の確保と定着に向けて積極的な取組が求められます。

また、災害時における避難行動支援や避難生活に対する不安の軽減も課題の一つとなっています。

実態調査の結果では、災害時の備えで困ることとして、障がい者調査・障がい児調査で「備蓄を保管するスペースがない」、医療的ケア児・者調査で「非常時に医療的ケアを受けられる環境がない」、高齢障がい者調査で「一時避難場所や避難所の位置がわからない」が最も多くなっています。障がいのある人が高齢化することで、避難行動や避難所での生活に不安を抱える人は更に増えていく可能性が高くなっています。

さらに、障がいのある方の重度化、高齢化に対応する「共生型サービス」を提供する事業者の参入の促進や「日中サービス支援型共同生活施設」等の施設整備への必要な支援も求められます。

(3) 障がいのある人の自己決定の尊重と相談支援機能の強化・充実

国が策定した「障害者基本計画（第5次）」では、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」を基本理念に定めています。障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体であるという理解が、障がい者施策を推進するうえで重要な前提であると言えます。

本市においても、支援体制を構築していくうえで、障がいのある人本人の意思を尊重するため、意思を汲み取る、引き出す工夫が必要です。

さらに、あらゆる支援の入り口である「相談機能」について、障がいのある人やその家族等に寄り添い、受け止める場、個々の課題に向き合い解決に向けて共に歩む人がいる相談支援の充実が求められています。

(4) 生活支援と家族支援の充実

住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていくためには、生活の支援が重要です。実態調査の結果を見ると、障がい者調査では「家族と一緒に暮らしたい」が5割弱を占めています。障がいのある人が地域で暮らしていくうえでは、障害福祉サービスの充実はもちろん、市民、事業者、関係機関等と連携し、個々の障がいに合わせた支援の内容やあり方、方法等を検討していくことも必要です。

また、障がいのある人を最も身近で支える家族等に対しても、身体的・心理的負担の軽減を図ることは、障がいのある人の地域生活の希望をかなえるうえで不可欠です。

(5) 就労を含めた社会参加の推進

障がいのある人の社会参加を進めるためには、生活環境における物理的・心理的障壁が除去され、あらゆる人が暮らしやすいまちでなくてはなりません。

実態調査の結果では、外出時に困ることについてたずねたところ、「特にない」が最も多かったものの、「歩道が狭い、道路に段差が多い」(16.4%)等が続いています。移動における不便の解消、外出先の施設・設備のバリアフリー化は今後も課題の一つと言えます。障がいのある人が利用しやすい交通手段、施設の整備、コミュニケーション手段等社会参加を推進するためには、利用者の視点に立って進めていくことが求められます。

また、就労は、収入を得る手段であると同時に、社会参加を実現する場の一つです。実態調査の結果では、現在働いていない人のうち、41.5%が「今後就労したい」と回答しています。令和6年4月から障がいのある人の法定雇用率が段階的に引き上げられることになっており、企業側の受入体制の構築がますます重要になっています。あらゆる人が自身の状況や希望に合わせた多様な働き方ができる環境を整えていくことが、今後の課題の一つとなっています。

さらに、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりがその能力や個性を發揮しながら、地域の中での役割や生きがいを持って生活を送ることができるよう、ボランティアや生涯学習活動、スポーツ、芸術・文化活動等の活性化を図っていく必要があります。

(6) 一人ひとりの状況に応じた切れ目のないサポートの提供

少子高齢化の進展や社会状況の変化とともに、市民が抱える課題も複雑化・多様化しています。障がいのある人に関連する生活課題を見ると、「親亡き後」の生活や「8050問題」等の課題は既存の障害福祉サービスだけでは解決が難しいものもあり、高齢福祉分野等との分野横断的な連携が強く求められるようになっていきます。

また、障がいのある人を支えていくうえでは、それぞれに合った支援を包括的・総合的に提供していく体制づくりが求められます。住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまちづくりの一環として、庁内外の連携を更に強化していく必要があります。

さらに、包括的、総合的な支援を提供するためには、丁寧な「相談」が不可欠です。地域での「身近な相談」や専門家による「専門相談」を活用し、一人ひとりのライフステージに応じたサポートが切れ目なくつながるような相談支援が求められています。子どもから成人期、更には高齢期へとつながるための支援者同士の顔の見える関係を基盤とする連携の強化が必要です。

また、本人はもちろん、その家族や介助者に対するのサポートについてもレスパイト事業の整備や当事者家族の家族会等の活動支援を行う等、障がいのある子どもの「育てにくさ」や成人した本人の「生きづらさ」に寄り添った支援体制の構築が必要です。

第3章 基本概念

第1節 計画の基本理念と施策体系

障がい者福祉に関連する法律や制度の改正、実態調査の結果等を総合的に踏まえ、本計画の基本理念としてのビジョンを次のように定めます。

このビジョンは、国等が掲げる「共生社会」の実現を目指すものであると同時に、「三鷹市健康福祉総合計画」が目指す地域共生社会の構築に、障がい者福祉の観点から寄与することを願い、定めるものです。

まず、わたしたちが、目指すあるべき姿の理想として、「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」をビジョンの一番目に位置づけています。これは、障がいの有無にかかわらず、性別、年齢等すべての属性を超えて、あらゆる人がいきいきと支え合いながら暮らせるまちづくりの基本と考え、一つ目に掲げています。

次に前計画二つ目のビジョンの冒頭に「自らの意思が尊重され」を加え、「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」を二つ目のビジョンに位置づけています。これは、障がいの有無にかかわらず、自ら希望する暮らしを実現するためには、自ら選び、決めることなど、自らの意思が尊重されることが前提ではないかと考え、二つ目のビジョンの冒頭に加えました。

さらに、決定や選択をしていくうえで何らかの支援が必要な人にとっても「決定」や「選択」といった言葉が負担に感じないように年齢、障がい種別、障がいの程度にかかわらず自らを尊重するため、障がいのある人が主体となるといった主旨に添い「意思が尊重され」という表現としています。

最後に、前計画三つ目のビジョンの冒頭に「持てる能力が発揮でき」を加え、「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」を三つ目のビジョンとして位置づけています。私たちが目指す「個性を生かしつつ、自立した生活が送れるまち」とは、障がいの有無にかかわらず自らの力が無理なく発揮できることが当たり前なまちです。自らの力が発揮できるためには、ハード的な環境整備はもちろん、力を引き出すための教育、療育やリハビリテーションといった支援、地域で生活をしていくための支援、さらに、個性を尊重し構成員として受け入れる地域社会の理解や意識が必要と考えています。

以上のような考え方で掲げた三つのビジョン、理想のまちに近づくために、基本目標1から7で示した施策について推進していきます。

計画のビジョン

計画のビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ● だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち ● 自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち ● 持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち
---------	---

大項目 (基本目標)	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画の推進 2 互いを理解し、認め合う地域づくり 3 安心して住みやすいまちづくりの推進 4 障がいのある人の視点に立った支援の提供と相談支援の充実 5 ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援 6 社会参加の推進 7 障がいのある人を支える地域の基盤整備
課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がいに対する理解の拡大 2 安心して暮らせる地域づくり 3 障がいのある人の自己決定の尊重と相談支援機能の強化・充実 4 生活支援と家族支援の充実 5 就労を含めた社会参加の推進 6 一人ひとりの状況に応じた切れ目のないサポートの提供

図表 施策体系

大項目（基本目標）	中項目	小項目
基本目標1 計画の推進	(1) 計画の策定等	① 計画の策定等
		② 計画の評価・検証
	(2) 計画の推進	① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実
		② 庁内関係部署との連携強化
		③ 関係機関との連携
	基本目標2 互いを理解し、 認め合う地域づくり	(1) 障がいに対する 理解の推進
② 地域住民の理解推進と支え合う意識づくり		
③ 福祉教育の推進		
(2) 障がい者差別の 解消と合理的配慮 の推進		① 障がい者差別解消の取組
		② 合理的配慮の推進
(3) 障がい者の 権利保障の推進		① 障がい者虐待防止の取組
	② 権利擁護の取組の推進	
基本目標3 安心して住みやすい まちづくりの推進	(1) 「コミュニティ創 生」による「共に生 きる」地域づくり	① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展
		② 重層的支援体制の整備
	(2) バリアフリーの まちづくり	① バリアフリーのまちづくりの推進
	(3) 安全安心の まちづくり	① 災害時・緊急時の対策の強化
		② 感染症に対する備え
		③ 消費者被害・特殊詐欺被害等防止体制の充実
基本目標4 障がいのある人の視点 に立った支援の提供と 相談支援の充実	(1) 情報提供の充実	① 多様な手段による情報提供の充実
	(2) 相談機能の充実	① だれもがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の充実
		② ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制整備
		③ 障がい者ケアマネジメントの推進
		④ 地域の相談支援体制の充実
	(3) 福祉サービスの充実と 利用しやすい環境 づくり	① 適切な障害福祉サービスの利用とモニタリングの推進
② 福祉サービス未利用者への対応強化		

大項目（基本目標）	中項目	小項目
基本目標5 ライフステージに 応じた切れ目のない地 域生活の支援	(1) 障がい児の 生活支援の充実	① 発達障がい児等の支援体制の充実
		② 障がい児等の発達支援の充実
		③ 障がい児等に対する地域の保育力向上
		④ 民間児童発達支援事業所の質の向上と連携支援
	(2) 障がい者の 生活支援の充実	① 地域生活支援拠点の機能の充実
		② 高齢障がい者への支援
		③ 地域生活支援の充実
		④ 精神障がい者施策の充実
		⑤ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援
	(3) 家族支援の充実	① 障がいの重度化・高齢化に伴う家族支援の充実
		② 医療的ケア児・者への支援体制の充実
		③ 「育てにくさ」への支援
		④ 障がい児・医療的ケア児の保育環境等の整備
		⑤ 発達支援の入り口としての相談機能の充実
	基本目標6 社会参加の推進	(1) 社会参加の推進
② 多様な手段によるコミュニケーション支援の充実		
(2) 就労の推進		① 多様な働き方の推進
		② 福祉的就労の充実
		③ 就労後の生活支援を含めた支援の充実と関係機関の連携
(3) スポーツ・ 芸術・文化活動 等の推進		① スポーツ活動の充実
		② 芸術・文化活動の充実
		③ 生涯学習の充実
基本目標7 障がいのある人を 支える地域の基盤整備		(1) 福祉人財の 確保・定着
	② ピアサポート活動の推進	
	(2) サービスの質の 確保	① 指導監査等の充実
		② 事業者の連携体制の強化
	(3) 施設整備の推進	① 市施設の効果的な運営
		② 障がい者福祉施設の整備

第4章 施策の展開

第1節 （基本目標1）計画の推進

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」の実現を目指し、「障害者基本法」に基づく「障がい者計画」を策定し、障がい者施策の基本的な方向と達成すべき目標を示します。

計画の策定にあたっては、「障害者総合支援法」に基づく「障がい福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「障がい児計画」における障害福祉サービスの見込量や、これまでの取組の成果や課題、制度改正の内容やその施行状況等を踏まえたものとします。また、計画の進捗状況について、三鷹市障がい者地域自立支援協議会を中心に障がいのある人やその家族、支援者等、障がい者福祉に携わる様々な人の意見を把握し、評価・検証しながら、関係機関と連携し本計画を効果的、総合的に推進していきます。

（1）計画の策定等

① 計画の策定等

障害者手帳の保持者（児）のみならず、自立支援医療（精神通院）受給者、精神科病棟等の長期入院者、障がい者福祉施設入所者等を対象とした実態調査の結果や三鷹市障がい者地域自立支援協議会等での議論を踏まえて策定した「第三期障がい者（児）計画」の計画的な推進を図ります。

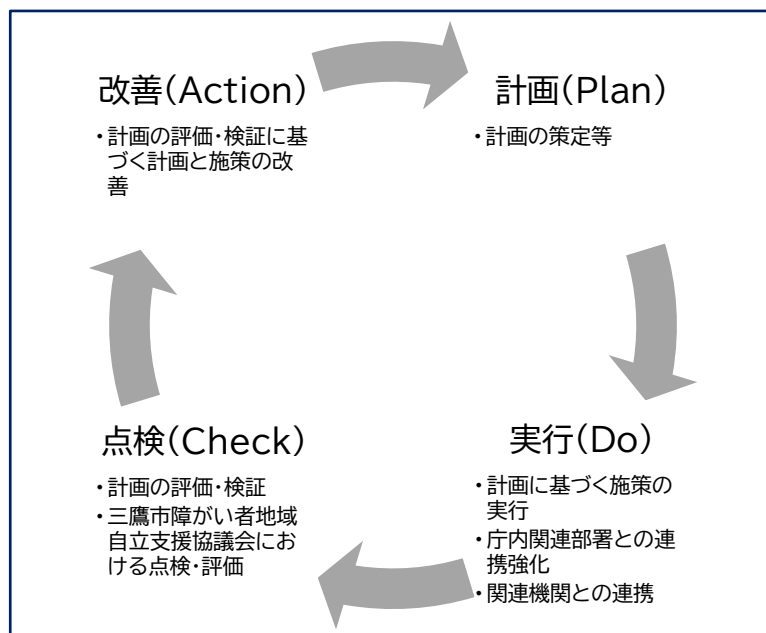
また、地域福祉計画をはじめ、子ども・子育て支援計画や高齢者計画等、ライフステージに応じた個別計画との連携・整合を図るとともに、教育、スポーツ等分野等の関連計画との連携、協働に取り組めます。

計画やその進捗状況等について、「広報みたか」や市ホームページ等を通じて、周知を図ります。

② 計画の評価・検証

障がい者計画の施策の推進状況や、障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）の成果目標及び活動指標（障害福祉サービス等の見込量）等の状況等については、三鷹市障がい者地域自立支援協議会において、評価・検証を行います。各委員の意見や各年度の財政状況等を踏まえ、必要な見直しを行い、より効果的・効率的な施策の推進を図ります。

図表 計画の評価・検証のサイクル（PDCA サイクル）



- Plan（計画）

国の基本指針に基づき、成果目標、活動指標及び障害福祉サービス、障害児福祉サービスの見込量を定め、実態調査や三鷹市障がい者地域自立支援協議会での議論を踏まえて施策の内容を定める。
- Do（実行）

計画の内容を踏まえ、事業を実施する。
- Check（点検）

三鷹市障がい者地域自立支援協議会において、成果目標及び活動指標の点検や施策等の評価を行う。
- Action（改善）

評価の結果や、障がい当事者や関係者の意見を聞き、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しを実施する。

(2) 計画の推進

計画の推進にあたっては、障がい分野だけでなく、保健、医療、介護、保育、教育等、様々な分野の関係機関の連携・協力（横の連携）や、ライフステージや状況に応じた切れ目のない支援（縦の連携）体制の連携強化を進め、事業の推進に努めます。

① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実

障がい当事者をはじめとした市民、事業者、関係団体等幅広い分野の委員による三鷹市障がい者地域自立支援協議会において、本計画の進捗状況を確認し、必要な施策の検討や先進事例の調査研究を行うなど、地域における障がいのある人への支援体制に関する課題の解決に向けた協議の場の活性化を目指し、運営の充実を図ります。

② 庁内関係部署との連携強化

障がい分野だけでなく、保健、介護、保育、教育等、庁内の関係部署との連携・協力（横の連携）を強化するために、随時情報交換等を行っていきます。

③ 関係機関との連携

三鷹市障がい者地域自立支援協議会を活用し、関係機関とのネットワークを構築・連携し、様々な視点から施策の検討を行います。

また、三鷹市社会福祉協議会、三鷹市社会福祉事業団をはじめとする社会福祉法人等の関係団体等や民生委員・児童委員、NPO法人やボランティア団体等、地域に密着した活動を行う団体や企業等との連携を強化することにより、障がい者施策の充実を図ります。

さらに、計画の推進、制度の**見直し**、適切な運用等については、国や東京都とも連携するとともに、地域において必要な施策等について要望等をしていきます。

図表 主な事業

主な事業	内容
① 三鷹市障がい者地域自立支援協議会の運営の充実	<p>障がい当事者をはじめとした市民、事業者、関係団体等幅広い分野の委員による三鷹市障がい者地域自立支援協議会において、必要な施策の検討や評価・検証を行います。</p> <p>専門部会の活動を活性化し地域課題の解決に向けた方策について検討します。</p>
② 障がいのある人等に関する調査の実施	<p>障がいのある人等へのきめ細かなサービス提供に資するため、引き続き障害者手帳の保持者のみならず、自立支援医療（精神通院）受給者や、精神科病棟等の長期入院者、障がい者福祉施設入所者等を対象とした実態調査に取り組みます。また、事業者支援のための実態調査についての検討を進めます。</p>



三鷹市障がい者地域自立支援協議会でのグループワークの様子

第2節 （基本目標2）互いを理解し、認め合う地域づくり

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」の実現に向けては、地域生活における様々な障壁（バリア）を取り除くことが必要です。個性が尊重され、社会の構成員として自立して生活できるまち、共生できるまちの実現に向けて、「心のバリアフリー」を推進し、互いを理解し、支え合える地域づくりを進めます。

令和6年4月からは「障害者差別解消法」の改正により、行政機関のみならず民間事業者等でも「合理的配慮の提供」が義務化されることとなりました。障がいそのものや障がいのある人に対する差別や偏見の解消に向けて、引き続き、周知・啓発活動を実施します。

また「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」の実現を目指し、障がいのある人が望む生活の実現のために、障がいのある人の自己決定を尊重するとともに、自らの意思の表明や選択を支えるための必要な支援を行っていきます。

さらに、「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の防止に取り組むとともに、地域との協力や、関係機関及び庁内関連部署との連携により虐待が疑われるケースの早期発見と早期対応に努めます。

（1）障がいに対する理解の推進

① 心のバリアフリーの推進

心のバリアフリーを推進するには、障がいのある人と積極的に交流し、理解し合うことにより、偏見や差別をなくすことが大切です。

障がいや障がいのある人の人権・疾病等に関する理解を深め、心のバリアフリーを推進するために、学校や地域におけるあらゆる機会や場において、広報・啓発活動の充実を図ります。また、障がいのある人と児童・生徒、市民との交流の機会提供等も実施します。

② 地域住民の理解促進と支え合う意識づくり

みたかスポーツフェスティバルや心のバリアフリー推進事業等で地域住民が関わるきっかけづくりを進め、障がいへの理解を促進するための活動を積極的に行います。さらに、みたかスポーツフェスティバルには多くのボランティアが参加しています。引き続きボランティア講座等を通して、ボランティア活動の振興を図ります。

互いを支え合うことが大事だという意識が地域の人々の間に広く、深く浸透していくために、地域ケアネットワーク等を活用し、地域の中で障がいのある人と共に過ごし、時間を共有することで支え合う意識づくりに取り組みます。

さらに、発達障がいや高次脳機能障がい、難病等も含め、障がいについての講座や勉強会等を積極的に行い、相互理解と交流を進めます。



心のバリアフリー推進事業・映画上映会の様子

③ 福祉教育の推進

障がいそのものや障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、障がいのある人の地域での自立した生活と社会参加が促進されるよう、「ノーマライゼーション」や「インクルーシブ教育」の理念の一層の定着を図るため、教育委員会と連携し、福祉教育を推進します。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。



出典:東京都福祉局
「ヘルプマーク紹介リーフレット」

ヘルプカード

東京都の標準様式で三鷹市が作成し、「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」を結ぶカードです。

障がいのある人が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、困った際に周囲の配慮や手助けをお願いしやすくします。ヘルプカードには名前などのほか、支援をしてほしい内容を記載する仕組みになっています。



三鷹市 ヘルプカード(表面)

(2) 障がい者差別の解消と合理的配慮の推進

① 障がい者差別解消の取組

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」の理念・趣旨等を正しく理解し、「三鷹市職員の障がいを理由とする差別解消推進対応要綱（平成28年4月1日施行）」を踏まえた知識を習得し、職場での実践を図るために、市職員に対する研修を継続して進めます。

また、差別解消に向けて、リーフレットの配布や、障がいについての講座や勉強会等を通じて、市民・事業者等への周知・啓発を進めます。

② 合理的配慮の推進

令和6年4月1日から「障害者差別解消法」の改正により、企業や店舗等の事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、市民や事業者に向けた事例等を踏まえた講座等を実施し、理解の促進、周知・啓発に努めます。

(3) 障がい者の権利保障の推進

障がいのある人の「権利」を守るために、「権利擁護センターみたか」や「基幹相談支援センター」と関係機関等の連携を強化していきます。

① 障がい者虐待防止の取組

障がいのある人が個人の尊厳を保ち、住み慣れた地域で生活ができるよう、基幹相談支援センターに併設している障がい者虐待防止センターを中心に虐待防止の周知・啓発に努めます。

また、地域との協力や関係機関等との連携により、虐待の早期発見や早期対応に努めます。

② 権利擁護の取組の推進

「三鷹市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護センターみたかを中核機関と位置づけ、知的障がいや精神障がいのある人等の市民が必要なサービスを選択しながら、地域で自立して生活するための支援を行います。社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応等の専門相談等を行います。

図表 主な事業

主な事業	内容
① 心のバリアフリーの推進	広報や映画上映会等のイベント等を活用した周知、啓発活動等を実施します。
② 障がい者差別解消の取組	差別解消の周知啓発、市職員に対する研修を行います。事業者等に向け、事例等を踏まえた「合理的配慮の提供」に関する周知・啓発活動等を行います。
③ 障がい者の虐待防止の取組	障がい者虐待防止センターを中心に虐待防止の周知・啓発に努めます。広報等や事業者連絡会等の場を活用した周知・啓発を実施します。 精神科病棟等をはじめとする本人及び支援者へのヒアリングや実態調査実施について検討します。

第3節 （基本目標3）安心で住みやすいまちづくりの推進

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」の実現のために、障がいに対する理解を推進するとともに地域におけるボランティア活動等、地域住民の自主的な支え合いの活動を支援し、「共に生きる」地域づくりに努めます。

また、障がいのある人が当たり前前に社会参加し、住み慣れた地域で生活ができるよう、障がいのある人を取り巻く物理的バリア、制度的バリア、情報のバリア、心のバリアを取り除くための取組を推進します。

災害時や緊急時に備えた対策の強化や感染症に対する備え、また、安心して住み続けられる地域づくり、障がいのある人やその家族等を犯罪被害から守るための情報提供等、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(1) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

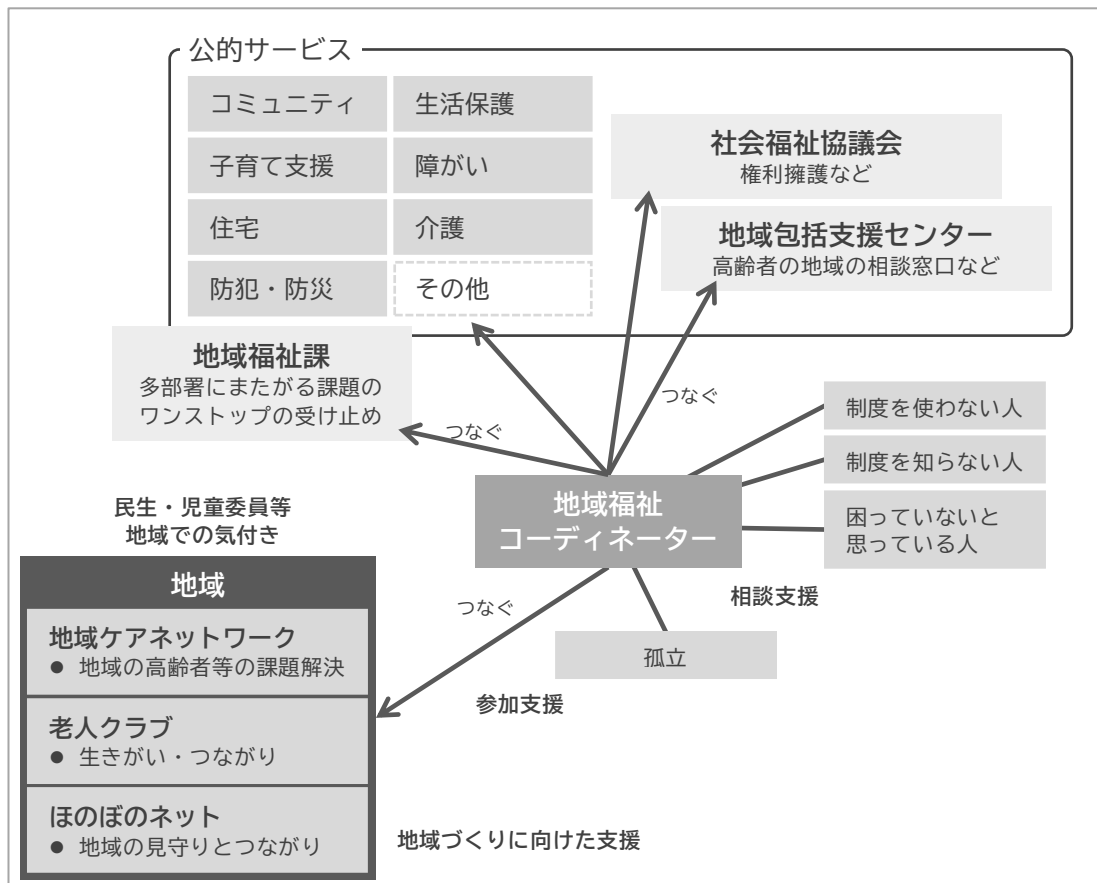
「コミュニティ創生」の取組の一つである市内7つの「地域ケアネットワーク」は、各ケアネットが取り組む、居場所づくりや相談、見守り・支え合いや地域交流・多世代交流等、地域特性に応じた多様な活動の充実を支援します。

また、「地域ケアネットワーク」が自ら課題を発見し、解決に取り組むための支援を市が関係団体と連携して行います。

② 重層的支援体制の整備

複雑化、複合化している支援ニーズに対応するために、地域福祉コーディネーターをはじめ、庁内の様々な部署や関係機関が連携し重層的支援体制の整備を進めます。また、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の三つの支援を一体的に行うことで、課題の早期発見、早期対応を行います。

図表 地域福祉コーディネーター（イメージ）



(2) バリアフリーのまちづくり

① バリアフリーのまちづくりの推進

「バリアフリーのまちづくり基本構想2022（第2次改定）」の次期構想の策定にあたっては、「第5次基本計画」との整合性を図り、令和6年度に改定します。

障がいのある人が支障なく快適に日常生活や社会生活を送るために、道路、公園、建築物等の施設について、新設や大規模な改修が行われる施設に加え、既存の施設においてもバリアフリー化を進めていきます。

歩道段差の解消、電柱の移設等を推進しバリアフリー化に配慮した道路空間の整備を行います。

市内の公園ではトイレのバリアフリー化等を行い、あらゆる人が利用できる公園整備を推進します。



道路のバリアフリー化



公園トイレの整備



(3) 安全安心のまちづくり

① 災害時・緊急時の対策の強化

災害時の支援策として、日ごろの備えや避難計画等についての事前準備の啓発に取り組みます。災害対策基本法に基づき作成した、障害のある人や高齢者等の避難行動要支援者名簿を毎年更新します。また、災害時に三鷹警察署や三鷹消防署等、避難を支援する機関等への名簿提供を進め、避難支援体制の整備を図ります。

また、災害時に電力の供給停止が生命の危機に直結する、移動等の避難行動が困難である等の特性がある在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画を、東京都多摩府中保健所等と連携して作成します。

さらに、災害発生後、速やかな避難所開設、円滑な避難所運営が行えるよう、避難所ごとに連絡会を随時開催し、災害発生時に即応できる体制及び対応力を強化します。

また、福祉避難所を効率的かつ適切に運営するため、障がい当事者、事業者及び関係部署との連携を強化し、課題を抽出のうえ福祉避難所運営マニュアルの作成等の検討を進めます。

さらに、障がいの有無にかかわらず、避難所生活が安心して送れるように、心のバリアフリーを推進します。

② 感染症に対する備え

様々な感染症に対する対策及び支援について、関係部署等と連携することで感染の拡大や重度化の防止に努めます。感染症に対する備えとして、障害福祉サービス事業所等への感染拡大防止策、感染症発生時に備えた平時からの事前準備の周知・啓発等を行うとともに、事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務に当たることができるよう、各事業所における感染症に対する研修等の実施や受講を推進します。

③ 消費者被害・特殊詐欺被害等防止体制の充実

消費者被害及び特殊詐欺被害等の防止について、事業者等を通じて注意喚起を行っていきます。

現在、消費者活動センター、地域包括支援センター、三鷹警察署等が連携した三鷹市消費者活動センター・三鷹市地域包括支援センター連絡会を基本として消費者被害及び特殊詐欺被害等防止体制を構築しています。

さらに、令和5年度からは、安全安心課を新たに構成員に加えて、消費者安全法に規定する三鷹市消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を設置することで、より一層、消費者被害及び特殊詐欺被害等の防止・啓発に取り組めます。

図表 主な事業

主な事業	内容
① 地域ケアネットワーク推進事業	7つのケアネットワークが取り組む居場所づくりや相談、見守り、地域交流等、地域特性に応じた多様な活動の充実を支援します。
② バリアフリーのまちづくり推進事業	障がいのある人が支障なく快適に日常生活等を送るため、道路、公園、建築物等のバリアフリー化を進めていきます。
③ 福祉避難所の適切な運営に向けた連携	災害時等に福祉避難所を効率的かつ適切に運営するため、障がい当事者、事業者及び関係部署との連携を強化し、福祉避難所マニュアルの作成等の検討を進めます。

第4節 （基本目標4）障がいのある人の視点に立った支援の提供と相談支援の充実

「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」の実現に向けて、障がいのある人の視点に立った必要な支援の提供と相談支援の充実を進めます。地域での生活を支える医療や福祉サービスを、だれもが必要な時に利用できるまちづくりを目指します。令和4年5月に制定された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がい特性やライフステージに対応した多様な手段による情報提供の充実を図ります。

地域の相談支援の拠点として、基幹相談支援センターは、総合的な相談や専門相談等の相談業務に加え、地域の相談機能の充実を図るために、相談支援専門員の育成・資質向上の取組を行います。基幹相談支援センターや市役所窓口、各相談支援事業所、就労支援センター、権利擁護センター、地域包括支援センター等の分野横断的な相談体制の強化を進めます。そのために、ケースワーカー、相談支援専門員、障がい者相談員、ケアマネジャー、ボランティア、民生委員・児童委員等との連携により地域の相談支援ネットワークの体制整備を推進します。

（1）情報提供の充実

① 多様な手段による情報提供の充実

障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するために、障がい特性に応じた多様な手段で必要な情報を十分に入手・利用したり、コミュニケーションを図ったりすることができる環境を整備し、「三鷹市ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、情報アクセシビリティの改善を図ります。

また、市役所の窓口到手話通訳者等を配置するなど、福祉総合案内の機能の充実を図るとともに、市職員が研修やハンドブック等で障がい特性や窓口での対応方法等を学ぶことにより、障がい特性に応じた情報提供ができるよう努めます。

(2) 相談機能の充実

① だれもがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の充実

障がい者相談支援センターぽっぴや障がい者自立支援センターゆー・あい等の、まず「受け止める」窓口としてだれもが気軽に相談できる「身近な窓口」を周知します。

また、相談内容によって、発達障がい相談や高次脳機能障がいの相談といった専門家による「専門相談」等のほか、相談内容や相談者の状況に応じて、相談窓口や来所、訪問等の対応方法が選択できるように相談窓口の充実に努めます。

さらに、自分を理解できる場、安心して自分を出せる場、共感してもらえる場として、ピアサポートの視点をもった地域での相談の場の充実に努めます。

② ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制整備

ライフステージに応じた福祉サービス等の情報を、障がいのある人や家族等の立場に合わせてわかりやすく提供します。ライフステージの移行期には課題が顕在化しやすいことを踏まえ、相談支援事業者連絡会や三鷹市障がい者地域自立支援協議会相談支援部会において、子ども・成人・高齢者それぞれの事業者の連携を図り、制度のつなぎの相談に対応する事業者を育成します。

また、子ども・成人・高齢者それぞれのライフステージへの移行を見据えた情報提供等の支援を行うとともに、支援内容を適切に引き継ぎ、制度や支援者が代わっても支援が途切れないような体制を整備します。具体的には、障がいの特性や支援内容等の記録を蓄積し、切れ目のない支援体制の確立に努めます。

③ 障がい者ケアマネジメントの推進

地域でサービスを必要とする障がいのある人に対し、総合的な相談支援を実施し、サービス等利用計画を作成、管理することにより、適切なサービスの利用を支援します。

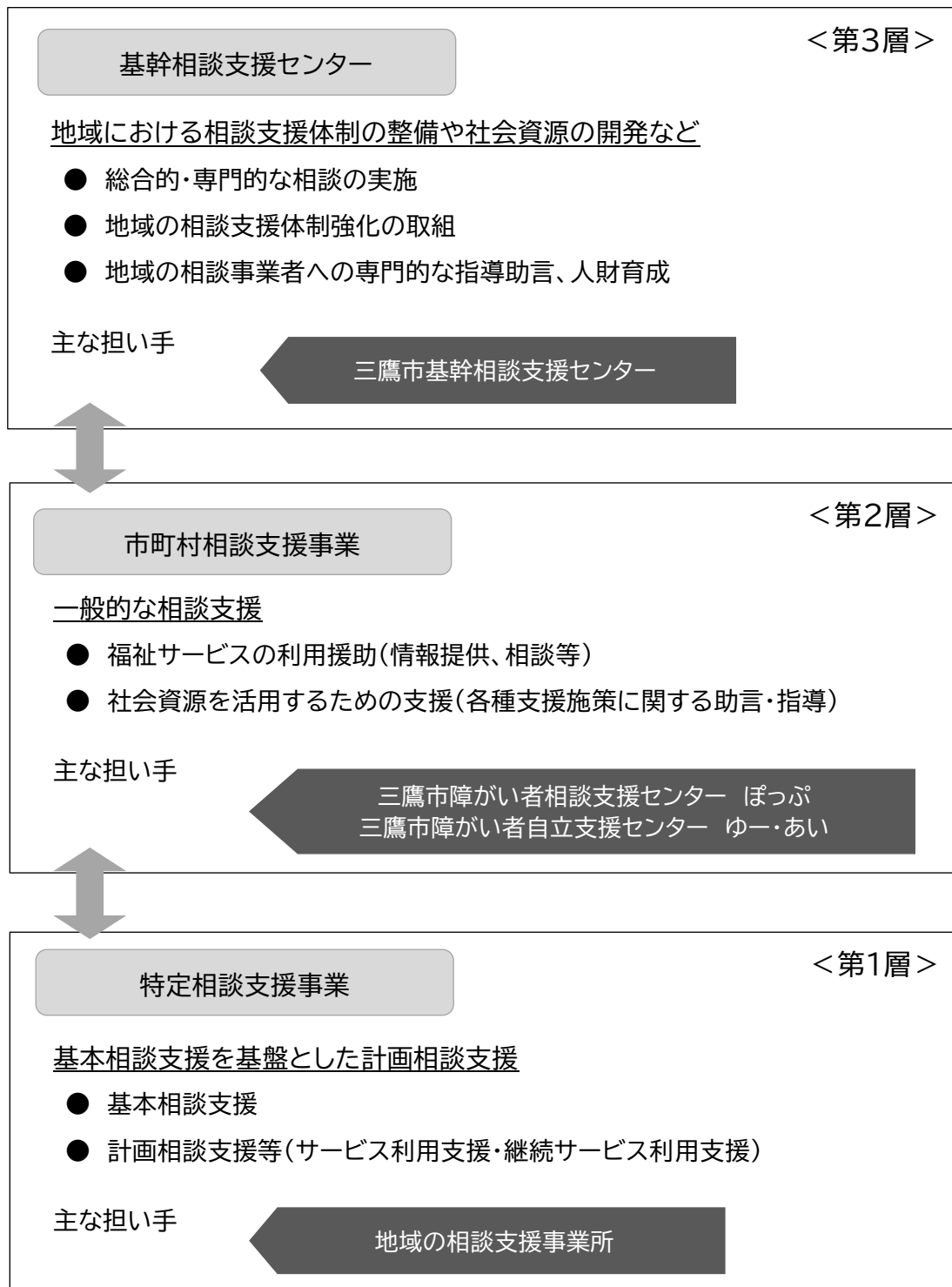
障がいのある人本人の意向や要望を最大限尊重しながら、一人ひとりの生活に必要な福祉・保健・医療・教育・就労等の多様なサービスを総合的に提供するために、個々人のケアに関する計画を作成し実施する障がい者ケアマネジメントの適切な運用を推進します。

④ 地域の相談支援体制の充実

基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担う拠点として、総合的・専門的な相談業務や虐待防止等運営の充実を図ります。加えて、相談に対応する相談員等の確保、育成・資質向上に努めることで地域の相談支援体制の充実を図ります。

また、相談支援事業者連絡会等の開催のほか、地域の相談支援事業所からの困難ケース等の相談に対応するとともに、地域の主任相談支援専門員と協力して相談支援従事者初任者研修等を活用しながら、相談支援専門員の育成を行います。

地域の相談支援体制（イメージ図）





【基幹相談支援センター】

★三鷹市基幹相談支援センター

【市町村相談支援事業所】

- ①障がい者相談支援センターぽっぴ
- ②障がい者自立支援センターゆー・あい

【特定相談事業所】

- ①じゅうと生活サポートセンター
- ②障がい者計画相談センター くも
- ③ひまわり
- ④野の花
- ⑤めだか相談室
- ⑥長谷川病院特定相談支援事業所
- ⑦三鷹市北野ハピネスセンター
- ⑧相談支援事業所 にじネット
- ⑨障がい者相談センター つなぐ手

- ⑩相談支援事業所 結い
- ⑪相談支援事業所 にじアート
- ⑫障がい者相談センター ともに
- ⑬三鷹市子ども発達支援センター
- ⑭相談支援事業所 GreenApple
- ⑮アウル相談支援事業所三鷹
- ⑯相談 Lab. 群青
- ⑰相談支援などわど

(3) 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり

① 適切な障害福祉サービスの利用とモニタリングの推進

適切な障害福祉サービスの提供に向けた相談支援の実施とサービス等利用計画の作成を通じ、障害福祉サービスを必要とする人に適切な支援が行きわたるよう取り組むとともに、サービス等利用計画の定期的な評価（モニタリング）によりの確なニーズ把握に努めます。

② 福祉サービス未利用者への対応強化

地域生活支援拠点機能のうち、三鷹市障がい者地域自立支援協議会の提言（令和2年3月）に基づき「相談機能の充実」を中心に、主にサービス未利用者の方を中心に「緊急時個別支援計画～わたしのあんしんプラン～」を作成し、福祉制度を知ることや平時から体験の機会・場を活用する等の対応を進めます。

図表 主な事業

主な事業	内容
① 多様な手段による情報提供の充実	ソーシャルメディアやデジタル機器を活用した情報提供のあり方の検討や、「障がい者のためのしおり」の内容の見直しを図ります。
② 相談支援事業者連絡会等を活用した相談支援の充実	基幹相談支援センターを中心に、情報交換や事例検討・研修等を通じ、相談支援専門員の質の向上・均質化及び地域の相談支援体制の充実を図ります。
③ 地域の相談支援体制の充実	基幹相談支援センターを中心に、相談支援専門員の育成・資質向上に努めることで地域の相談支援体制の充実を図ります。

第5節 （基本目標5）ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」を目指し、障がいのある人とその家族等が安心して暮らしていけるまちづくりを進めます。

障がいのある人が日常生活を送るためには、一人ひとり異なる障がいの特性や生活状況に合わせたライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。

障がいのある人やその家族等が抱える生活課題や福祉に関する様々なニーズを把握し、相談支援事業者等と連携しながら、適切なサービスの利用につなげていきます。

特に「子どもから成人期」「成人期から高齢期」といったライフステージの転換期には医療、福祉、教育、就労等の分野横断的な切れ目のない支援を関係機関等と連携し進めていきます。

障がいの重度化、高齢化に対応するために、地域生活支援拠点の機能を充実します。

また、障がいの有無にかかわらず高齢化が進展する中では、事業者への「共生型サービス」への参入について、高齢部門と連携しながら進めていきます。

障がいのある人や子ども、医療的ケア児を支える家族等についても、いきいきとその人らしく暮らしていくために、レスパイトや就労についての支援の充実に努めていきます。

必要な障害福祉サービスの量的・質的充実を図り、多様化する支援ニーズの対応に努めます。

（1）障がい児の生活支援の充実

子どもの特性や障がいの種類、年齢等に応じた早期療育の視点を持った支援の充実を図るとともに、「子どもから成人期」といったライフステージによって支援が円滑に切れ目なく移行できるように関係機関と連携して取り組みます。

① 発達障がい児等の支援体制の充実

発達の課題や特性のある子どもとその保護者に対し、身近な地域における相談支援体制を整備するとともに、ペアレント・メンター事業をはじめとしたピアサポートを活用しながら、保護者の精神的不安や負担の解消を図ります。また、地域における「発達障がい」への理解の促進を進め、子どもと家族を包括的に支援する地域支援体制を構築します。

② 障がい児等の発達支援の充実

専門機関である子ども発達支援センターを中核とし、子育て支援施設や児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等に対するコンサルテーションを行い、幅広い専門性に基づく発達支援に取り組みます。障がい児等が日中を過ごす場で、子ども達が安定した生活を送れるよう、子どもの育ちを補償し、地域で生活していくためのインクルージョンの推進を図ります。

また、保育所等訪問支援事業により、障がい児等が小学校等で安全・安心に過ごせる環境をつくり、集団生活を送ることを支援します。

③ 障がい児等に対する地域の保育力向上

認可保育園や幼稚園、親子ひろば事業において、保育所等訪問支援事業や巡回発達相談、専門研修等の実施により、障がい児等を含めた保育の質の向上に取り組みます。

④ 民間児童発達支援事業所の質の向上と連携支援

民間の児童発達支援事業所に向けて、事業者連絡会等を行い、情報の共有を図るとともに、子ども発達支援センターを中核として、専門研修やコンサルテーション等の実施により、地域全体の質の向上に取り組みます。

(2) 障がい者の生活支援の充実

住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまちを目指し、障がいの種別や医療、福祉、教育、就労等の分野別やライフステージの転換期に必要な支援が途切れることのないように相談支援機関が中心となって支援の充実に努めます。

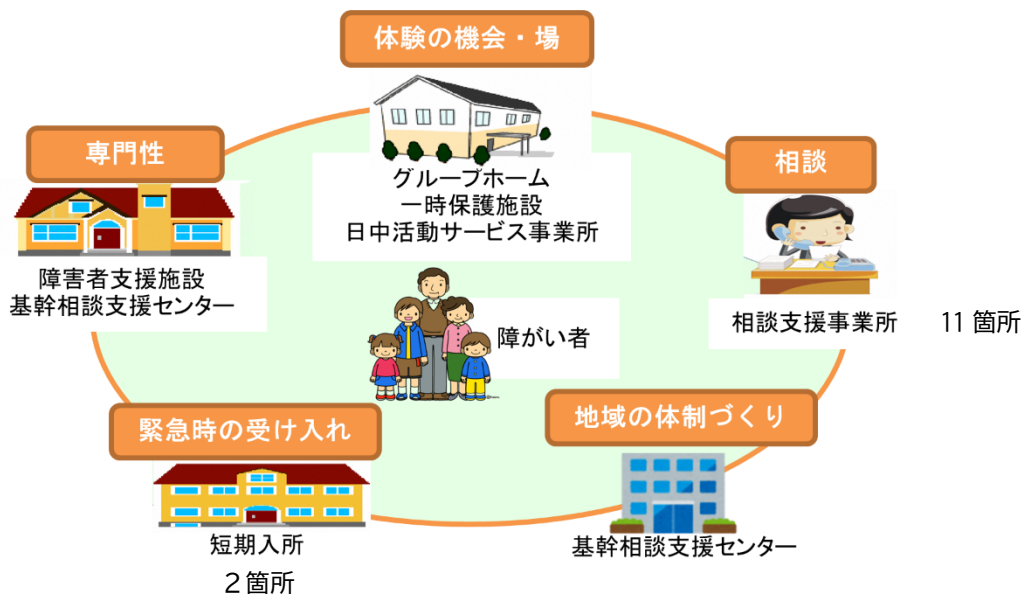
また、知的・身体・精神・発達障がい等、障がいの種別を問わず、居住環境の選択や就労・社会参加など障がい者の生活支援についても充実に努めます。

① 地域生活支援拠点の機能の充実

障がいのある人の「親亡き後」や障がいが重度化・高齢化してもなお、障がいのある人が、地域で自分らしく安心して暮らし続けるために必要な支援を地域の支援機関等が連携して提供する地域生活支援拠点機能の充実に向けた整備を進めます。三鷹市障がい者地域自立支援協議会の提言（令和2年3月）に基づき「相談機能の充実」を中心に進め、体験の機会・場の提供や専門的人材の確保・養成等の充実に努めます。

また、地域生活支援拠点の運用等については、三鷹市障がい者地域自立支援協議会と連携し、取組を推進します。

図表 地域生活支援拠点（イメージ）



② 高齢障がい者への支援

障がいのある人の高齢化に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービス等、高齢福祉分野の福祉サービスへの円滑な移行を図るとともに、必要に応じて障害福祉サービスが継続して利用できるよう、引き続き、介護サービス事業者等との分野横断的なサービスの連携や情報提供等に取り組みます。

また、「地域共生社会」の実現に向けて、介護保険サービス又は障害福祉サービスのいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度の指定を受けやすくなる「共生型サービス」について、国の動向を踏まえ、事業者の参入を進めていきます。

③ 地域生活支援の充実

病院や入所施設からの退院・退所後は、地域定着支援や自立生活援助、居宅介護等の障害福祉サービスや関係機関につなげることで、地域での生活を支えます。

また、地域活動支援センターの機能向上等により、日中の活動場所の確保に努めます。また、生活介護事業所や就労継続支援事業所での活動終了後の過ごし方について、引き続き検討を行います。

住まいの支援について、市営住宅・都営住宅等の公営住宅の申込みに関する相談への対応等とともに、既存の「三鷹市高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業」を活用した支援についても継続して行うほか、「居住支援協議会」を設置し、居住支援協議会や居住支援法人を活用した、障がいのある人を含む住居確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や見守り等、きめ細かい住宅に関する相談事業の充実を図ります。

これにより、障がいのある人が安心して住み続けられるまちづくりに向けた住宅政策を推進します。

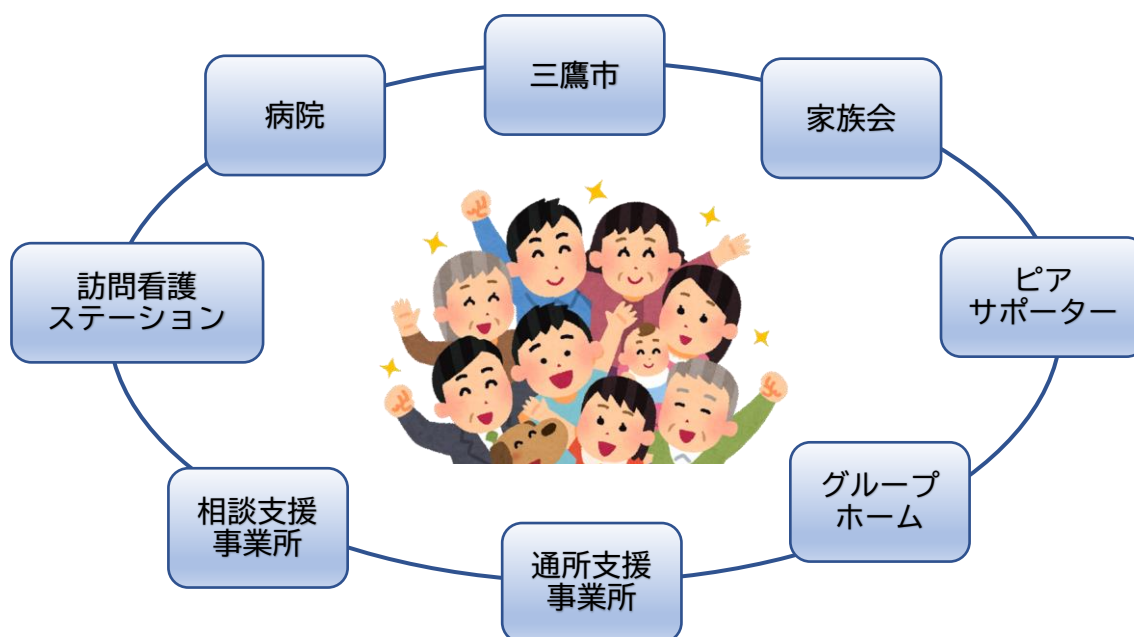
④ 精神障がい者施策の充実

精神障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、指定相談支援事業者や関係機関と連携するとともに、アウトリーチ事業（精神障がい者等在宅生活支援事業）等も活用しながら、地域生活の継続が可能となるような支援体制の強化を図ります。

また、複合的な課題を抱えた重度の精神障がいのある人等が、地域生活をすすめるうえで、より手厚い支援を受けられる「日中サービス支援型共同生活援助」の整備を進めます。

さらに、精神障がいのある人の家族が他の家族や支援者から情報提供やサポートを得られる場や機会の提供等、三鷹市精神保健福祉地域ネットワーク協議会を中心に支援体制の充実を図ります。

図表 三鷹市精神保健福祉地域ネットワーク協議会



⑤ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援

発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者等の生活ニーズ等を適切に把握し、相談支援やサービス提供に基づく自立生活支援や社会参加を推進します。

また、発達障がいや高次脳機能障がいのある人及びその家族を対象とした専門家による相談会の実施を進めていきます。

(3) 家族支援の充実

障がいのある子どもや医療的ケア児を育てている家族の支援について、ペアレント・メンター事業等の保護者に寄り添った支援や保護者の就労等の支援のための保育、教育や放課後の居場所等の環境整備に関係機関と連携して取り組みます。

また、障がいのある人の家族等介助者の負担を軽減するために、レスパイト事業の充実を目指します。中でもサービスが不足している重症心身障がい者(児)や重度知的障がい者等を対象とするサービスについて、調布基地跡地福祉施設の整備を進めます。

① 障がいの重度化・高齢化に伴う家族支援の充実

障がいのある人等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えた支援を行うため、地域生活支援拠点の「相談機能」を中心に、親子ともに将来を見据え、基幹相談支援センターや市内の相談支援事業所、一時保護施設等、地域の複数の機関が相互に連携して支援することで家族等の不安の軽減を図ります。

調布基地跡地に整備される障がい者福祉施設(三鷹市・府中市・調布市による共同整備)において重症心身障がい者や重度知的障がい者等を対象として実施される短期入所事業等を通じて、在宅における家族等介助者の負担の軽減を図ります。

② 医療的ケア児・者への支援体制の充実

医療的ケア児・者が日常生活を送るうえで必要な支援を充実させるため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等、関係機関の連携につながる重症心身障害児生活支援協議会の場や庁内の連絡会において、支援体制の検討及び縦横の連携促進を図ります。また、関連分野の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターを中心に、医療的ケア児に対する総合的な切れ目のない支援体制を推進します。

③ 「育てにくさ」への支援

発達の偏りやこだわり、障がいの有無等にかかわらず、「育てにくさ」もある子どもとその保護者に対し、総合保健センターと子ども発達支援センターの連携により確立した「子育て支援プログラム」を活用し、療育の視点を生かした子育て支援を実施します。具体的な育児の仕方や知識の提供、親子関係や親子を取り巻く地域の環境の調整を図り、子どもの育ちにつながる子育てに、保護者が安心して自信を持って取り組めるよう支援をします。

④ 障がい児・医療的ケア児の保育環境等の整備

認可保育園等や学童保育所において、子ども発達支援センターと連携を図りながら障がい児保育の充実を図ります。障がいの有無にかかわらず、子どもの育ちのために、地域で共に過ごし成長していくことを保障し、インクルージョンの推進に取り組みます。

また、医療的ケア児の保育ニーズの高まりに対応するため、子どもの特性に応じた受入体制を整備し、保育園等での受入れを行います。

⑤ 発達支援の入り口としての相談機能の充実

子ども発達支援センターを中核として、地域における身近な子育て支援施設を基盤に、相談機能の充実を図ります。発達に関する保護者の悩みや、不安感に対応する相談支援や、情報提供を行います。

また、保護者の思いを受け止めながら、保護者が主体的に前向きに子育てに向かえるよう、親の育ちを応援する相談支援に取り組みます。

図表 主な事業

主な事業	内容
① 重症心身障がい者（児）や医療的ケア児の日中活動の場の整備	調布基地跡地福祉施設の整備を進めるとともに、民間事業者の参入について、重症心身障がいのある人や医療的ケア児等を対象とするよう働きかけます。
② 地域生活支援拠点連絡会	拠点機能の充実化に向けて、相談機能を中心に支援内容の検討等を行うことを目的に開催します。
③ 児童発達支援事業者連絡会の開催	子ども発達支援センターが中核となって、民間の児童発達支援事業者に向けた連絡会を通して、専門研修やコンサルテーション等の実施により質の向上に取り組みます。
④ 発達障がい児（者）保護者寄り添い事業	発達障がい児（者）の子育て経験のある親でかつ、指定の研修を受講した親が「ペアレント・メンター」として相談会を開催します。

第6節 （基本目標6）社会参加の推進

「持てる能力が発揮でき、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」を目指し、外出、就労、交流や様々な活動等に参加しやすい環境づくりを進めます。

就労については、関係機関や事業所等との連携による就労支援ネットワークを充実させ、障がいのある人自身のニーズに寄り添い、能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。さらに、就労後も適切な「合理的配慮」等が提供されているかなどの職場環境や生活面における見守りや必要な支援について、職場や関係機関が連携して取り組みます。福祉的就労については、引き続き、障がいのある人の工賃及び勤労意欲の向上につながる取組として、地域の商工会や企業とも連携し、「共同受注」の実施に向け検討を進めていきます。

また、就労後や休日等の生活や様々な活動への参加の支援についてもスポーツ、芸術・文化、生涯学習等の各分野との連携を強化し参加を推進します。

（1）社会参加の推進

① 多様な手段による移動支援の充実

障がいのある人の自立と社会参加の推進を図るために、引き続きガイドヘルパーの派遣等を通じて、地域での活動に参加しやすい環境整備を図ります。

医療的ケアが必要な人の移動支援については、安全な支援を最優先に担い手の確保等について検討していきます。

また、市内の交通不便地域において、コミュニティバスや予約型乗合交通等のコミュニティ交通の運行により移動利便性の向上を図るほか、市内で運営されている福祉有償運送事業者（NPO法人みたかハンディキャブ）への支援を行うとともに、公共交通機関の利用が困難な障がいのある人に対して福祉タクシー券（助成券）を配付し、移動手手段の確保に取り組みます。

② 多様な手段によるコミュニケーション支援の充実

手話通訳者、要約筆記者、読み書き支援員等を派遣し、意思疎通の円滑化を図り、社会参加の機会を創出します。

毎週金曜日には、障がい者支援課の窓口到手話通訳者を設置し、庁内での各種相談や手続きの通訳を行いコミュニケーションの充実を図ります。また、障がいの特性に応じた多様な手段によるコミュニケーション支援を検討していきます。

(2) 就労の推進

① 多様な働き方の推進

「障がい者就労支援センターかけはし」を、市内の就労支援ネットワークの拠点として位置づけ、ハローワーク、就労支援事業所等との連携のもと、就労を目指す障がいのある人に対し、継続的な支援を行うとともに、障がいのある人自身のニーズや持てる能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

就労に向けた支援を充実させるため、雇用者向けのパンフレットの作成、配布や「障がい者の就労を考えるつどい」等を活用して様々な雇用事例や補助制度等についての情報提供を行います。

また、企業等へ積極的に働きかけるだけでなく、企業側と福祉側の相互のネットワークの構築や顔が見える関係づくりを進めます。

さらに、特別支援学校在籍中から連携できる就労支援策や、事例検討会等を通じて就労支援の理解者や担い手を増やす取組について検討を進めます。

② 福祉的就労の充実

障がいのある人の社会参加を推進するために、障がいのある人の生きがいややりがいの創出、自己実現を図ることができるよう、障がい者就労支援施設への運営費補助を継続するなど、福祉的就労の場の充実を図ります。

また、障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業（ぴゅあネット事業）を中心に、障がい者福祉施設のネットワークを活用した「共同受注」の取組及び事務局機能の体制強化についての検討を進め、障がいのある人の工賃及び勤労意欲の向上を図ります。



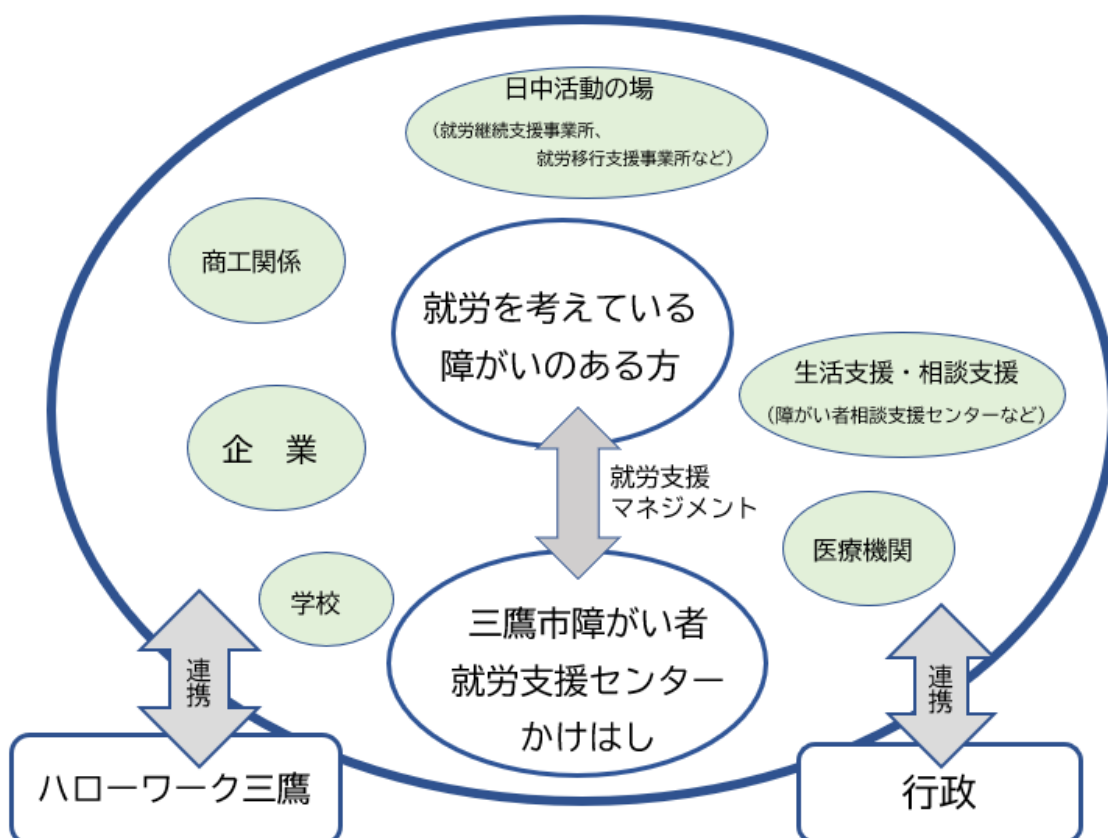
障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業による販売の様子

③ 就労後の生活支援を含めた支援の充実と関係機関の連携

障がいのある人が、就労後も安心して安定した生活を送るためには、職場の人々の理解と適切な「合理的配慮」が必要です。就労後の職場定着を推進するため、「障害者就労支援センターかけはし」を中心に、障がいのある人、家族、企業への助言等きめ細かな支援を行います。

さらに、ハローワークをはじめとした就労支援機関のほか、障がい者相談支援センター等の相談支援機関と連携し、個々の障がいやニーズに合わせた就労支援と生活支援に取り組みます。

図表 就労支援のネットワーク図



(3) スポーツ・芸術・文化活動等の推進

① スポーツ活動の充実

障がいのある人がスポーツする機会を充実させるため、健康・福祉分野とスポーツ分野が連携した取組を進めます。「東京2020オリンピック・パラリンピック等三鷹レガシー創造方針」に基づき、ボッチャや車いすバスケットボール等の障がい者スポーツの普及のほか、市内の施設だけでなく東京都パラスポーツトレーニングセンター等の市外施設を活用した取組を推進します。

② 芸術・文化活動の充実

障がいのある人が自己実現を図れるよう芸術・文化活動のための環境づくりを推進します。引き続き、みたかカラフルアート（障がい者作品展）や、アール・ブリュットみたかの開催等の支援をします。



「アール・ブリュットみたか2023オータム」の展示会場の様子

③ 生涯学習の充実

様々なライフステージにおける生涯学習の機会と場を提供する、三鷹市の生涯学習の拠点である「生涯学習センター」において、障がいのある人も参加できるように、必要に応じて講座に手話通訳者を配置したり、障がい者自主グループに対して駐車場やロッカーの利用について配慮したりするなどの学習活動支援を行います。

また、図書館利用における支援や障がいのある人向けの図書サービスの充実、ボランティアによる支援等を通じて、生涯学習の充実を推進します。

図表 主な事業

主な事業	内容
① 多様な働き方の推進	障がい者就労支援センター「かけはし」を拠点とし、「障がい者の就労を考えるつどい」や、市役所実習の実施、関係事業所と連絡会等の実施等、障がいのある人自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保につながる取組を行います。
② コミュニケーション支援	通訳者、要約筆記等の派遣し、市主催事業への手話通訳者を配置します また、金曜日には障がい者支援課の窓口到手話通訳者を設置します。
③ 福祉的就労の充実	障がい者施設等自主製品開発販売ネットワーク事業（ぴゅあネット事業）を活用し、「共同受注」についての検討を進めます。
④ スポーツ、芸術・文化、教育分野との連携強化	関係機関と連携し、ボッチャみたかカップや、アール・ブリュットみたか等の様々な活動への参加しやすい環境整備を進めます。

第7節 （基本目標7）障がいのある人を支える地域の基盤整備

「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」を目指した地域の基盤整備を進めます。

社会全体が人口減少の傾向にある中、福祉分野への就労希望者も減少しつつあります。

一方、障がいのある人の地域生活を支えるためには、福祉サービスやその担い手、ボランティアの存在が不可欠です。

障がいのある人を支える仕事やボランティア活動について、他の福祉分野とも連携して積極的に広報、啓発に努めていきます。

また、障がいのある人が安心して地域生活をおくるために、「障害者総合支援法」に基づく自立支援給付事業と必要な地域生活支援事業の実施と適切な運用を行うとともに、サービスの質の向上や必要な量の確保に努めます。

障がいのある人が地域において自分らしい暮らしを続けられるよう、公設の施設の事業については、市民ニーズに合うように、運営事業者等とも十分な検討、調整を行い、サービスの質、量の充実に努めます。

民間事業者の新規整備等については、市民ニーズと地域の実情等を考慮し、障がいのある人が利用しやすい障がい者福祉施設の整備を図ります。特に障がいのある人の重度化や高齢化に対応する施設や地域生活をするうえで欠かせない住まいについては、グループホーム家賃助成や「日中サービス支援型共同生活援助」を提供するグループホームの設置等の支援を行います。

さらに、調布基地跡地福祉施設整備については、令和4年6月に一部改定した「調布基地跡地福祉施設整備に関する基本プラン（改訂版）」に基づき、令和7年度中の開設に向けて、関係自治体と連携して整備を進めていきます。

(1) 福祉人財の確保・定着

① 障がいのある人を地域で支える担い手の確保・定着

担い手の確保・定着に向けた取組について、事業者とも連携を図りながら検討を進めます。また、引き続きガイドヘルパー養成研修、地域ボランティアの養成講座等の実施や福祉の仕事についての周知啓発に努めるとともに、地域での就職相談会等を地域の関係機関と連携して取り組みます。

さらに、実務者が情報交換できる場や事例検討を通じた研修会等を実施し、スキルアップや実務者同士が支え合える体制づくりや、管理職、リーダー層のマネジメント力向上のための研修等の実施に向けた支援を進めることで、離職防止、就労の定着を推進します。

また、調布基地跡地福祉施設の令和7年度中の開設を見据え、経験や専門性のある人財の確保、育成について事業者及び関係自治体と連携して取り組みます。

担い手の処遇改善に関する課題や休職中の有資格者の活用等、ヘルパーや相談支援事業所等支援者の不足の要因を分析し解消策等を検討しながら、必要に応じ国や東京都に提言していきます。

さらに、働きやすい魅力的な職場環境に向けて、業務の効率化等を推進するための事業者支援について事業者等の意見を反映しつつ取り組みます。

② ピアサポート活動の推進

ピアサポーター養成講座やリカバリーカレッジ講座等の実施によってピアサポーター等の育成を行うとともに、ピアサポート活動の有効性について発信し、活動の普及・啓発に努めます。

また、ピアサポーター等が、その専門性を発揮できるための環境整備を進めます。

(2) サービスの質の確保

障がいのある人が継続的に安定してサービスの利用をするためには、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」に基づくサービス提供事業者の質の向上について、第三者評価事業の推進や、指導検査の実施、事業者連絡会等での共通課題の検討、好事例の紹介等を通してサービスの質の向上に取り組み、サービス提供事業者による地域での安定的なサービス提供を確保することで、障がいのある人が地域生活をするうえでの安心につなげます。あわせて、支援者の障がいに対する理解の深化や支援の質の向上に向けた取組を行います。

また、自立支援給付費に係る費用等の支給の適正化を図ります。

① 指導監査等の充実

三鷹市内でのみ事業運営を行う社会福祉法人に対する指導及び監査について、適切な実施により法人の効率的な運営と質の確保を図っていきます。

また、障害福祉サービス事業者等に対する実地指導を適切に実施し、サービス内容の適切な運用と質の確保に努めます。

さらに、事業者に対して、福祉サービスの第三者機関における評価事業の受審を推進するとともに、評価結果を公表し良質なサービスを提供する事業者を支援します。

② 事業者の連携体制の強化

事業者連絡会を通じて事業者間の連携を深め、複数の事業者による利用者支援体制を構築していきます。事業者連絡会で明らかとなった課題に応じた研修の実施や好事例の紹介を通して、事業者のスキルアップ、サービスの質の向上を図ります。



就労移行定着連絡会の様子

(3) 施設整備の推進

① 市施設の効果的な運用

「三鷹市新都市再生ビジョン」に基づく、公設施設の老朽化等に伴う、施設改修等の着実な実施により、安心して施設を利用できるよう維持保全に取り組みます。

福祉コアかみれんや下連雀複合施設の老朽化等に伴う施設改修等に合わせ、市施設の利用について効果的な運用ができるよう、活用方法を検討します。

また、北野ハピネスセンターについては、更なる利用者サービスの質の向上と効率的な運営を図るため、指定管理者と活用方法について調整し、進めていきます。

② 障がい者福祉施設の整備

障がいのある人の日中活動の場や居住の場の確保に向けては、民間の事業者による適切な施設整備についての支援を推進します。

障がいのある人の重度化、高齢化に対応できる「共生型サービス」を提供する事業者や、日中サービス支援型共同生活援助施設等の整備については、民間事業者による適切な施設整備の推進と必要な支援を行います。

さらに、調布基地跡地福祉施設整備については、重症心身障がいや重度知的障がいのある人を対象とした2施設の令和7年度中の開設に向けて、事業者、東京都、府中市及び調布市と連携して整備を進めていきます。

図表 主な事業

主な事業	内容
① 福祉人財の確保・定着支援事業	ヘルパー養成研修等の実施や、地域ボランティアの養成、障がいのある人を地域で支える担い手の確保・定着に努めます。 離職防止、やりがい創出の取組、資格取得、復職時の支援に関する取組を実施します。
② 福祉の仕事についての理解啓発事業	将来の福祉人財の確保につなげるため、若年層を対象とした理解・啓発に努めます。
③ ピアサポート事業	ピアサポーターの養成、ピアサポート活動の周知及び活動の場の環境整備に努めます。
④ 指導監査の充実	適切に実地指導を実施し、事業者のサービス内容の質の確保と、給付費の支給の適正化を図ります。
⑤ 調布基地跡地福祉施設整備事業	重症心身障がいや重度知的障がいのある人を対象とする2施設の開設に向けて整備を進めていきます。

第5章 障害福祉サービスの見込み（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）

第1節 前期計画における成果目標の達成状況

第6期障がい福祉計画・第2期においては、国や東京都が定める成果目標を参考に、計画の成果目標を定めています。

当該計画期間である令和2年度から4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、面会及び外出の制限があったため、目標に達成できなかった項目が多くみられます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

第6期障がい福祉計画における成果目標の達成状況は以下のとおりです。施設入所者数は目標値を下回って減少していますが、グループホーム、一般住宅等への地域生活移行にはつながっていない状況です。

図表 成果目標の達成状況

項目	目標値	令和4年度	備考
地域生活移行者数	9人	2人 ※令和3年度からの累計	令和元年度末時点の施設入所者(139人)の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
令和5年度末時点の施設入所者数	136人	135人 ※令和4年度末時点	令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者(139人)から1.6%以上削減することを基本とする。

図表 施設入所者数等の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (推計値)
地域生活移行者数	2人	1人	1人	1人
その他退所者数※	9人	0人	2人	2人
新規施設入所者数	1人	6人	4人	4人
施設入所者数(各年度末)	129人	134人	135人	136人

※その他退所者数：入所者の死亡やサービス期間満了による退所等

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

第6期障がい福祉計画においては、東京都が設定した成果目標を達成するために、以下の項目について活動指標を設定しました。

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、②保健、医療及び福祉関係者による協議の場の場への関係者の参加者数、③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数については、計画に沿って取組を進めていますが、④～⑦の精神障がいのある人の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数はいずれも見込みを下回っている状況です。

図表 活動指標の取組状況

項目		令和4年度
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	見込み	2回
	実績	3回
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場の場への関係者の参加者数	見込み	32人
	実績	35人
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	見込み	1回
	実績	1回
④精神障がい者の地域移行支援の利用者数	見込み	10人
	実績	7人
⑤精神障がい者の地域定着支援の利用者数	見込み	24人
	実績	14人
⑥精神障がい者の共同生活援助の利用者数	見込み	73人
	実績	53人
⑦精神障がい者の自立生活援助の利用者数	見込み	15人
	実績	10人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第6期障がい福祉計画における成果目標の達成状況は以下のとおりです。地域生活支援拠点において、運用状況の検証及び検討を年1回行うなど、地域生活支援拠点等が有する機能の充実を図っています。

図表 成果目標の達成状況

項目		目標値	令和4年度
地域生活支援拠点等の確保及び運用状況の検証等	①地域生活支援拠点等の設置	1箇所	1箇所
	②運用状況の検証及び検討	年1回	年1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

第6期障がい福祉計画における成果目標は以下のとおりであり、令和4年度における一般就労への移行者数は27人となっています。また、就労定着支援事業の利用割合については、5割にとどまっている状況です。

図表 成果目標の達成状況

項目		目標値	令和4年度
令和5年度中の一般就労への移行者数		38人	27人
①うち就労移行支援事業からの移行者数		25人	18人
②うち就労継続支援A型事業からの移行者数		1人	0人
③うち就労継続支援B型事業からの移行者数		12人	9人
令和5年度中のかけはし利用による一般就労への移行者数		22人	13人
就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率			
①令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合		7割	5割
②就労定着支援事業所のうち、就労定着率※が8割以上の事業所の割合		7割	6割6分

※第6期障がい福祉計画においては、過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

第6期障がい福祉計画における成果目標の達成状況は以下のとおりであり、目標に沿った取組を進め、障がい児支援の提供体制の整備を図っています。

図表 成果目標の達成状況

項目	目標値	令和4年度末
児童発達支援センターの設置	設置	設置済み
保育所等訪問支援の実施体制の構築	構築	構築済み
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 3箇所	3箇所
	放課後等デイサービス 1箇所	1箇所
医療的ケア児のための協議の場の設置及び コーディネーターの配置	協議の場 設置	設置済み
	コーディネーター 配置	配置済み

(6) 相談支援体制の充実・強化等

第6期障がい福祉計画においては、相談支援体制の充実・強化を進めるために、以下の項目について活動指標を設定しました。④地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数以外は、見込みを上回る件数に対応するなど、専門的な指導・助言及び人財育成等各種機能の強化・充実に向けた取組を進めています。

図表 活動指標の取組状況

項目		令和4年度
①総合的・専門的な相談支援の実施件数	見込み	200件
	実績	213件
②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	見込み	5件
	実績	13件
③地域の相談支援事業者の人財育成の支援件数	見込み	3件
	実績	25件
④地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	見込み	16回
	実績	11回

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

第6期障がい福祉計画においては、障害福祉サービス等の質の向上に向け、以下の項目について活動指標を設定しました。

①東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数は、見込みを上回る市職員が参加するなど、障害福祉サービスに関する理解に努め、その提供が適切に行われるよう取り組んでいます。

なお、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、令和5年度に1回実施することを予定しています。

図表 活動指標の取組状況

項目		令和4年度
①東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市職員の参加人数	見込み	10人
	実績	35人
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結 果の共有	見込み	0回
	実績	0回

第2節 新たな成果目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

① 国の基本指針における考え方

- 地域移行者数：令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。
- 施設入所者数：令和8年度末の数値を令和4年度末の数値から5%以上削減すること。

② 目標設定にあたっての本市の考え方

施設入所者の削減については、障がいのある人及びその家族の意向を尊重した生活の場を確保できるよう引き続き支援を行います。なお、施設入所から地域生活への移行には、地域社会の障がいに対する理解が不可欠であるため、理解促進や啓発の取組を推進します。

図表 成果目標

	令和4年度末時点実績	令和8年度目標値
施設入所者数	135人	128人
地域生活への移行割合	0.7%	6%以上
地域生活移行者数	4人	9人
施設入所者の削減割合	2.9%	5%以上
施設入所者の削減数	4人	7人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 国の基本指針における考え方

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上とすること。
- 精神病床における1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- 精神病床における早期退院率：入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を後91.0%以上とする。

② 目標設定にあたっての本市の考え方

保健、医療、福祉関係者による協議の場において、引き続き地域の実情に合った精神障がいのある人への支援体制について検討します。

なお、国の基本指針に基づく長期入院患者の地域移行等については、東京都が設定する目標を踏まえつつ、地域生活への移行のための基盤整備や相談支援・就労支援等の充実、居住の場の確保、障がいへの理解促進に向けた啓発等を通じて精神障がいのある人が地域で安心して暮らせる環境の整備に努めます。

図表 活動指標

項目	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	3	3	3
同協議の場への関係者※の参加者数	人/年	35	35	35
同協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	回/年	7	6	6
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	人/月	21	26	33
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	人/月	51	50	48
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	人/月	10	10	10
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	人/月	19	20	20

※保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者

(3) 地域生活支援の充実

① 国の基本指針における考え方

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。
- 強度行動障がい有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

② 目標設定にあたっての本市の考え方

障がいのある人の地域生活への移行支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点へのコーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置などにより、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、地域の関係機関で支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討を行います。

また、強度行動障がい有する人の状況やその支援ニーズ等を把握するため、地域の関係機関による検討の場を設け、支援ネットワークの構築を図ります。

図表 成果目標

	令和8年度の目標値等
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	年1回以上実施
強度行動障がい有する人への支援体制の整備	支援ニーズ等把握のための 検討の場の設置

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 国の基本指針における考え方

- 一般就労への移行者数：就労継続支援事業所A型にあつては令和3年度実績の1.29倍以上とし、就労継続支援事業所B型にあつては令和3年度実績の1.28倍以上とすること。また、それぞれの事業について、実態を踏まえつつ令和8年度中の一般就労への移行者の目標値も定めること。
- 就労移行支援事業について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすること。併せて、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上とすること。
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進することを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上とすること。
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上とすること。

② 目標設定にあたっての本市の考え方

障がいのある人本人の状況や保護者の意向を十分に勘案しつつ、障がいのある人の多様な働き方の支援強化等を図ります。

障がいのある人の就労支援については、「三鷹市障がい者就労支援センターかけはし」やその他の就労支援事業所等の関係機関と連携を図るとともに、福祉施設における就労支援の強化や就労移行支援事業を活用した福祉施設から一般就労への移行促進に取り組みます。市内の事業所だけでなく、近隣の就労移行支援事業所や地域の企業等とも連携することで、短時間労働等様々なニーズに対応した一般就労への移行を目指します。

また、福祉施設から一般就労への移行のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就労支援や、就労の継続に向けた支援の充実を目指します。障がいのある人本人の状況や保護者の意向を十分に勘案しつつ、障がいのある人の就労支援強化等を図ります。

図表 成果目標

	令和3年度実績	令和8年度目標値
就労移行支援事業等 ^{※1} を通じた 一般就労移行者数	30人	40人
うち就労移行支援による 一般就労移行者数	19人	25人 (1.31倍)
うち就労継続支援A型による 一般就労移行者数	0人	1人 (1.29倍)
うち就労継続支援B型による 一般就労移行者数	11人	14人 (1.28倍)
一般就労移行者のうち就労定着 支援事業利用者数	12人	17人 (1.41倍)
就労定着率 ^{※2} が7割以上の事業 所の割合	—	25.0%

※1 就労移行支援事業等：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の事業

※2 就労定着率：第7期障がい福祉計画においては、過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 国の基本指針における考え方

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1箇所以上設置すること。
- 令和8年度末までに全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築することを基本とする。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1箇所以上確保すること。
- 令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

② 目標設定にあたっての本市の考え方

障害児通所支援等の専門的なサービス提供体制の確保及び将来自立した生活を送るために適切な療育・教育を確保する観点から、これまで、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に向け取り組んできました。

障がい児支援の提供体制の中核である「三鷹市子ども発達支援センター」において、引き続き発達や発育に不安のある子どもやその保護者への支援を行います。また、医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場を設置します。

図表 成果目標

	令和8年度の目標値等	備考
児童発達支援センターの設置	1箇所	設置済み
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	4事業所	
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	4事業所	
障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築	実施	
医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の設置	実施	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置	配置済み

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 国の基本指針における考え方

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保することを基本とする。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を進めるとともに、必要に応じて協議会の体制を確保することを基本とする。

② 目標設定にあたっての本市の考え方

「三鷹市基幹相談支援センター」の機能強化を図ります。地域における相談支援体制を強化するため、現在の相談支援体制の機能を充実し、継続的に専門的相談支援を実施できるよう、相談支援事業者連絡会の充実と人材育成を進めます。また、三鷹市障がい者地域自立支援協議会の相談支援部会等を中心として、障がい及び介護等各事業所の連携を図ります。

図表 成果目標

	令和8年度の目標値等	備考
基幹相談支援センターの設置	1箇所	設置済み
協議会での事例検討	実施	

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 国の基本指針における考え方

- 各都道府県及び各市町村において、利用者が真に必要とする障害福祉サービスを提供していくため、令和8年度末までに、サービスの質向上のための体制を構築することを基本とする。

② 目標設定にあたっての本市の考え方

市の職員は、東京都等が開催する研修に参加し、「障害者総合支援法」の適正な理解に努めます。

各事業者が個別に実施する研修のほかに、地域の相談支援体制の強化や連携強化等の取組を行い、障害福祉サービスの質の向上を図ります。また、地域自立支援協議会では障害福祉サービスの提供状況について検証し、本当に必要とされるサービスの提供に努めます。

図表 成果目標

	令和8年度の目標値等
「障害者総合支援法」の具体的内容を理解する取組	実施
障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証	実施

第3節 障害福祉サービスの見込量とその確保方策

(1) 訪問系サービスの見込量と確保方策

① サービスの概要

訪問系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

図表 訪問系サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
① 居宅介護 (ホームヘルプ)	<p>ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>障がいのある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。</p>
② 重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。</p> <p>このサービスでは、生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいがある人でも、在宅での生活が続けられるように支援します。</p>
③ 同行援護	<p>移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排泄、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。</p> <p>単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆等の役割も担う、視覚障がいのある人の社会参加や地域生活においてなくてはならないサービスです。</p>
④ 行動援護	<p>行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。</p> <p>障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。</p>
⑤ 重度障害者等包括支援	<p>常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。</p> <p>このサービスでは、様々なサービスを組み合わせることで手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。</p>

③ サービスの利用実績

第6期障がい福祉計画期間におけるサービスの利用実績は以下のとおりです。

図表 サービスの利用実績

サービス名称	単位	実績／ 計画	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 居宅介護 （ホームヘルプ）	平均利用時間 （時間／月）	実績	2,934	3,148	3,092
		計画	3,087	3,110	3,132
	平均利用者数 （人／月）	実績	199	220	212
		計画	197	203	209
② 重度訪問介護	平均利用時間 （時間／月）	実績	11,646	10,358	10,499
		計画	11,502	12,547	13,687
	平均利用者数 （人／月）	実績	28	26	26
		計画	30	32	34
③ 同行援護	平均利用時間 （時間／月）	実績	645	908	788
		計画	810	810	810
	平均利用者数 （人／月）	実績	32	34	31
		計画	30	30	30
④ 行動援護	平均利用時間 （時間／月）	実績	528	471	482
		計画	646	673	726
	平均利用者数 （人／月）	実績	21	24	23
		計画	24	25	27
⑤ 重度障害者等包 括支援	平均利用時間 （時間／月）	実績	0	0	0
		計画	200	200	200
	平均利用者数 （人／月）	実績	0	0	0
		計画	1	1	1

③ サービスの利用見込みと確保方策

各サービスの見込量は過去5年間のサービス量実績値の変化率の平均を用いて算出しました。訪問系サービスについては障がいのある人の地域での自立した生活を支えるために必要不可欠なサービスとなっており、今後もサービス量の増加が見込まれます。

サービス提供体制を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材の育成や幅広い事業者の参入を促進するとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。

図表 サービスの利用見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 居宅介護 (ホームヘルプ)	平均利用時間 (時間/月)	3,098	3,014	3,110
	平均利用者数 (人/月)	219	226	234
② 重度訪問介護	平均利用時間 (時間/月)	10,753	11,013	11,280
	平均利用者数 (人/月)	26	26	27
③ 同行援護	平均利用時間 (時間/月)	789	790	791
	平均利用者数 (人/月)	32	33	34
④ 行動援護	平均利用時間 (時間/月)	468	454	441
	平均利用者数 (人/月)	24	24	25
⑤ 重度障害者等包括支援	平均利用時間 (時間/月)	0	0	0
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0

(2) 日中活動系サービスの見込量と確保方策

① サービスの概要

日中活動系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

図表 日中活動系サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
① 生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
② 自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人又は難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（者）又は障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
③ 自立訓練（生活訓練）	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（者）又は障がいのある人の居宅において、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
④ 就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。 ※令和7年10月1日の施行が予定されています。
⑤ 就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じ、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
⑥ 就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
⑦ 就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動等の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。 このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援A型や一般就労への移行を目指します。

サービス名称	サービスの概要
⑧ 就労定着支援	障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
⑨ 療養介護	<p>病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に関わるものを療養介護医療として提供します。</p> <p>このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを合わせて提供します。</p>
⑩ 短期入所 (福祉型・医療型)	<p>自宅で介護を行っている人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介護を行います。</p> <p>このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス(休息)としての役割も担っています。</p>

② サービスの利用実績

第6期障がい福祉計画期間におけるサービスの利用実績は以下のとおりです。

図表 サービスの利用実績

サービス名称	単位	実績／ 計画	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 生活介護	延利用日数 (人日/月)	実績	6,780	6,505	6,897
		計画	7,193	7,508	7,836
	平均利用者数 (人/月)	実績	342	333	342
		計画	351	365	379
② 自立訓練 (機能訓練)	延利用日数 (人日/月)	実績	7	23	23
		計画	84	84	84
	平均利用者数 (人/月)	実績	2	2	2
		計画	4	4	4

サービス名称	単位	実績／ 計画	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
③ 自立訓練 （生活訓練）	延利用日数 （人日／月）	実績	156	288	259
		計画	189	234	270
	平均利用者数 （人／月）	実績	17	25	27
		計画	21	26	30
④ 就労移行支援	延利用日数 （人日／月）	実績	821	1,060	1,389
		計画	1,170	1,350	1,440
	平均利用者数 （人／月）	実績	49	66	84
		計画	65	75	80
⑤ 就労継続支援 （A型）	延利用日数 （人日／月）	実績	350	226	212
		計画	336	326	316
	平均利用者数 （人／月）	実績	18	12	12
		計画	18	18	19
⑥ 就労継続支援 （B型）	延利用日数 （人日／月）	実績	5,646	5,700	5,972
		計画	6,060	6,075	6,075
	平均利用者数 （人／月）	実績	421	449	450
		計画	404	405	405
⑦ 就労定着支援	平均利用者数 （人／月）	実績	39	34	37
		計画	24	26	27
⑧ 療養介護	平均利用者数 （人／月）	実績	18	18	18
		計画	20	20	20
⑨ 短期入所 （福祉型）	延利用日数 （人日／月）	実績	367	299	381
		計画	665	665	665
	平均利用者数 （人／月）	実績	40	45	44
		計画	70	70	70
⑩ 短期入所 （医療型）	延利用日数 （人日／月）	実績	68	29	46
		計画	60	66	72
	平均利用者数 （人／月）	実績	7	6	7
		計画	10	11	12

③ サービスの利用見込みと確保方策

各サービスの見込量は過去5年間のサービス量実績値の変化率の平均を用いて算出しました。一部で利用者数の減少が見込まれるサービスもありますが、生活介護や自立訓練（生活訓練）に加え、就労移行支援、就労継続支援B型、就労定着支援といった就労系の障害福祉サービスについては増加傾向で推移しており、これらのサービスについては今後もサービス量の増加が見込まれます。

引き続き市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ることでサービス提供体制の整備に努めます。

図表 サービスの利用見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 生活介護	延利用日数 (人日/月)	6,987	7,079	7,172
	平均利用者数 (人/月)	350	358	366
② 自立訓練（機能訓練）	延利用日数 (人日/月)	19	15	12
	平均利用者数 (人/月)	2	2	2
③ 自立訓練（生活訓練）	延利用日数 (人日/月)	278	299	321
	平均利用者数 (人/月)	30	33	37
④ 就労選択支援 (令和7年～)	平均利用者数 (人/月)		—*	—*
⑤ 就労移行支援	延利用日数 (人日/月)	1,506	1,633	1,770
	平均利用者数 (人/月)	92	101	111
⑥ 就労継続支援A型	延利用日数 (人日/月)	191	171	154
	平均利用者数 (人/月)	11	10	9

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑦ 就労継続支援B型	延利用日数 (人日/月)	5,857	5,744	5,634
	平均利用者数 (人/月)	455	460	464
⑧ 就労定着支援	平均利用者数 (人/月)	53	77	110
⑨ 療養介護	平均利用者数 (人/月)	18	17	16
⑩ 短期入所(福祉型)	延利用日数 (人日/月)	351	322	297
	平均利用者数 (人/月)	41	38	35
⑪ 短期入所(医療型)	延利用日数 (人日/月)	43	40	37
	平均利用者数 (人/月)	7	6	6

※就労選択支援は令和7年度から開始予定のサービスであるため実施体制を検討するものとし、利用見込みは設定しない。

(3) 居住系サービスの見込量と確保方策

① サービスの概要

居住系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

図表 訪問系サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
① 自立生活援助	集団生活ではなくひとり暮らしを希望する障がいのある人のうち、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力等が十分でなく、ひとり暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
② 共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定等が期待されます。
③ 施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。 生活介護等の日中活動と合わせて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

② サービスの利用実績

第6期障がい福祉計画期間におけるサービスの利用実績は以下のとおりです。

図表 サービスの利用実績

サービス名称	単位	実績／ 計画	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 自立生活援助	平均利用者数 (人/月)	実績	7	10	10
		計画	13	15	17
② 共同生活援助 (グループホーム)	平均利用者数 (人/月)	実績	200	214	231
		計画	204	214	225
③ 施設入所支援	平均利用者数 (人/月)	実績	129	123	127
		計画	138	137	136

③ サービスの利用見込みと確保方策

各サービスの見込量は過去5年間のサービス量実績値の変化率の平均を基に、障がいのある人の地域生活への移行に成果目標を踏まえて利用者数を設定しました。

今後も障がいの重度化、高齢化の進行や「親なき後」の対応等を見据えつつ、専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。

図表 サービスの利用見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 自立生活援助	平均利用者数 (人/月)	11	13	15
② 共同生活援助 (グループホーム)	平均利用者数 (人/月)	244	259	274
③ 施設入所支援	平均利用者数 (人/月)	124	120	117

(4) 相談支援の見込量と確保方策

① サービスの概要

訪問系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

図表 訪問系サービスの概要

サービス名称	サービスの概要
① 計画相談支援	サービス等利用計画の作成、計画の見直し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
② 地域移行支援	退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行います。
③ 地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性が原因で生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を図ります。

② サービスの利用実績

第6期障がい福祉計画期間におけるサービスの利用実績は以下のとおりです。

図表 サービスの利用実績

サービス名称	単位	実績／ 計画	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 計画相談支援	平均利用者数 (人)	実績	329	364	389
		計画	300	315	330
② 地域移行支援	平均利用者数 (人)	実績	4	8	5
		計画	12	13	14
③ 地域定着支援	平均利用者数 (人)	実績	21	23	30
		計画	22	24	26

③ サービスの利用見込みと確保方策

各サービスの見込量は過去5年間のサービス量実績値の変化率の平均を用いて算出しました。特に地域移行支援、地域定着支援については、障がいのある人の地域生活を支援する観点から利用者数のさらなる増加が見込まれます。

今後は利用者の増加に備えて、幅広い事業者の参入を促進し、サービス利用の調整やモニタリングなど、利用者に対する必要な支援が提供される体制を確保します。また、三鷹市障がい者地域自立支援協議会をはじめとする関係機関との連携強化を図り、地域移行、地域定着の取組を進めます。

図表 サービスの利用見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 計画相談支援	平均利用者数 (人)	436	489	548
② 地域移行支援	平均利用者数 (人)	6	7	9
③ 地域定着支援	平均利用者数 (人)	43	61	88

第4節 地域生活支援事業の見込量とその確保方策

(1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業とは、市区町村と都道府県が独自に行うサービスで、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、市が計画的に事業を実施するものです。この事業は、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目指しています。

(2) 地域生活支援事業の見込みと確保方策

各事業の見込量（数値について）は過去5年間のサービス量実績値の変化率の平均を用いて算出しました。なお、コロナウイルス感染症の影響により、実績値が0であった事業については、前年度の数値を用いて算出しています。

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」が除去されるよう、障がいのある人への理解を深めるため、研修・啓発を行います。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

今後もテーマの設定等を工夫し、障がいのある人への理解をより深める講座の開催に努めます。また、引き続き広報・リーフレット等を活用して「障害者差別解消法」やその改正に伴う合理的配慮の提供等の周知に努めます。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

三鷹市では、障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援するピアサポート事業を実施しています。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

③ 相談支援事業

相談支援事業に含まれるサービスについては以下のとおりです。

図表 相談支援事業の概要

サービス名称	サービスの概要
障害者相談支援事業	障がいのある人等の福祉に関する様々な問題について障がいのある人等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助等を行う事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

サービス名称	サービスの概要
住宅入居等支援事業	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居困難な障がいのある人を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言等を行います。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

引き続き、基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人やその家族等の様々な相談に対応するとともに、その体制強化を図ります。また居住に困難を抱える障がいのある人に対し、住宅入居等支援事業を通じて安定した住居の提供を図ります。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

④ 成年後見制度利用支援事業

障がいのある人の権利擁護の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業（申立費用助成）	利用件数（件）	4	2	2
成年後見制度利用支援事業（報酬助成）	利用件数（件）	11	18	21

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業（申立費用助成）	利用件数（件）	3	3	4
成年後見制度利用支援事業（報酬助成）	利用件数（件）	25	30	36

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、法人後見活動を支援します。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、障がいのある人とその他の人の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	実績／ 計画	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	実利用人数 (人／年)	実績	442	551	538
		計画	650	660	670
要約筆記者派遣事業	実利用人数 (人／年)	実績	29	61	84
		計画	20	20	20
手話通訳者設置事業	設置回数 (回)	実績	50	49	49
		計画	60	65	70

引き続き、三鷹市登録手話通訳者や東京手話通訳等派遣センター、社会福祉協議会等と連携して事業を実施します。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	実利用人数 (人／年)	526	514	502
要約筆記者派遣事業	実利用人数 (人／年)	115	159	218
手話通訳者設置事業	設置回数 (回)	49	50	50

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付、又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進を図ります。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	実績／ 計画	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	延利用件数 (件)	実績	15	14	13
		計画	10	10	10
自立生活支援用具	延利用件数 (件)	実績	19	16	14
		計画	25	25	25
在宅療養等支援用具	延利用件数 (件)	実績	18	22	22
		計画	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	延利用件数 (件)	実績	40	40	40
		計画	50	55	60
排泄管理支援用具	延利用件数 (件)	実績	2,936	2,800	2,821
		計画	3,000	3,100	3,200
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	延利用件数 (件)	実績	1	3	3
		計画	2,919	2,975	3,031

今後もニーズ等の情報収集に努め、適切な給付を継続して行います。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	延利用件数 (件)	14	14	14
自立生活支援用具	延利用件数 (件)	15	15	15
在宅療養等支援用具	延利用件数 (件)	22	23	23
情報・意思疎通支援用具	延利用件数 (件)	40	41	41
排泄管理支援用具	延利用件数 (件)	2,870	2,909	2,949
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	延利用件数 (件)	3	3	3

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	実績／ 計画	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	延利用者数 (人)	実績	66	67	72
		計画	100	100	100

引き続き、三鷹市聴覚障がい者協会と連携し、手話奉仕員の養成を図ります。
第7期障がい福祉計画の見込みは、募集予定定員に合わせた人数となっています。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	延利用者数 (人)	104	104	104

⑨ 移動支援事業

一人で外出するのが困難な障がいのある人等の余暇活動等の社会参加のために、外出の際の移動の支援を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和3年度、令和4年度は利用が低下しています。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	実績／ 計画	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	延利用時間 (時間／年)	実績	13,016	29,176	34,485
		計画	41,402	42,418	43,561
	実利用人数 (人／年)	実績	218	211	267
		計画	326	334	343

支給決定を受けた人が、希望通りにサービスを利用できるよう、引き続きガイドヘルパーの養成研修を開催し、従事者の確保を図ります。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	延利用時間 (時間／年)	25,882	24,377	22,960
	実利用人数 (人／年)	180	166	153

⑩ 地域活動支援センター事業

障がいのある人等の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	実績／ 計画	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター （自市区町村分）	実施箇所数 （箇所）	実績	2	2	2
		計画	-	-	-
地域活動支援センター （自市区町村分）	実利用人数 （人／年）	実績	112	114	114
		計画	118	121	124

現在設置されている「障がい者自立支援センターゆー・あい」（Ⅰ型）、「地域活動支援センターまちかど」（Ⅱ型）において、障がいのある人の創作的活動、生産活動の提供等の事業を行います。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター （自市区町村分）	実施箇所数 （箇所）	2	2	2
	実利用人数 （人／年）	114	114	114

⑪ 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	実績／ 計画	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実利用人数 (人／年)	実績	33	44	38
		計画	51	51	51

レスパイトケアとしての機能も考慮して継続的な利用を見込みます。

サービス提供量を増やし、利用者の利便性の向上を図るため、事業者の参入を促す取組を行います。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人／年)	43	42	42

⑫ 社会参加支援事業

障がいのある人の自立や社会参加を促進するためには、様々な環境整備、各種支援が必要です。地域の障がいのある人のニーズを把握し、効果的な実施を図っています。

図表 事業の実績

サービス名称	単位	実績／計画	第6期障がい福祉計画（実績と計画）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会参加支援事業（合計）	実利用人数（人／年）	実績	688	866	790
		計画	1,600	1,600	1,600
スポーツ、芸術・文化活動	実利用人数※（人／年）	実績	89	285	217
		計画	－	－	－
点字・声の広報発行	実利用人数（人／年）	実績	597	581	572
		計画	－	－	－
自動車改造費助成	実利用人数（人／年）	実績	0	0	0
		計画	－	－	－
自動車運転免許取得費助成	実利用人数（人／年）	実績	2	0	1
		計画	－	－	－

※障がい児水泳教室の実参加人数及び障がい者作品展（令和5年度からみたかカラフルアート）の作品数

三鷹市障がい者地域自立支援協議会等を通じ、福祉ニーズ等を把握します。障がいのある人が様々な地域活動等に参加できる環境の創出に引き続き努めます。

図表 事業の見込み

サービス名称	単位	第7期障がい福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ、芸術・文化活動	延利用人数（人／年）	220	223	226
点字・声の広報発行	実利用者数（人／年）	580	587	595
自動車改造費助成	利用件数（件）	1	1	1
自動車運転免許取得費助成	利用件数（件）	1	1	1

第5節 障がい児が利用するサービスの見込量とその確保方策

(1) 障害児通所・訪問系サービスの見込量と確保方策

① サービスの概要

障害児通所・訪問系サービスに含まれるサービスは以下のとおりです。

図表 障害児通所支援の概要

サービス名称	サービスの概要
① 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の支援を行うサービスです。
② 医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。令和6年4月1日からは、これまで医療型児童発達支援で行ってきた治療(リハビリテーション)は児童発達支援センター等で行います。
③ 放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
④ 保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある子どもが、障がいのある子ども以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援等を行うサービスです。
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

④ サービスの利用実績

第2期障がい児福祉計画期間におけるサービスの利用実績は以下のとおりです。放課後等デイサービスの利用が増加しています。

図表 サービスの利用実績

サービス名称	単位	実績／ 計画	第2期障がい児福祉計画（実績と計画）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 児童発達支援	延利用日数 (人日/月)	実績	1,053	1,289	1,233
		計画	958	1,005	1,055
	平均利用者数 (人/月)	実績	99	129	140
		計画	105	116	128
② 医療型児童発達支援	延利用時間数 (時間/月)	実績	14	19	11
		計画	35	35	42
	実利用者数 (人/月)	実績	2	3	3
		計画	5	5	6
③ 放課後等デイサービス	延利用日数 (人日/月)	実績	2,848	2,949	3,231
		計画	2,448	2,550	2,652
	平均利用者数 (人/月)	実績	275	288	330
		計画	240	250	260
④ 保育所等訪問支援	平均利用者数 (人/月)	実績	9	8	25
		計画	20	20	20
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	延利用日数 (人日/月)	実績	0	0	0
		計画	10	10	10
	平均利用者数 (人/月)	実績	0	0	0
		計画	2	2	2
⑥ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置人数 (人)	実績	1	1	1
		計画	2	2	2

③ サービスの利用見込みと確保方策

各サービスの見込量は過去5年間のサービス量実績値の変化率の平均を用いて算出しました。児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については利用者数が増加傾向で推移しており、今後もサービス量の増加が見込まれます。

今後も、専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。

図表 サービスの利用見込み

サービス名称	単位	第3期障がい児福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 児童発達支援	延利用日数 (人日/月)	1,332	1,439	1,555
	平均利用者数 (人/月)	155	173	192
② 放課後等デイサービス	延利用日数 (人日/月)	3,400	3,578	3,766
	平均利用者数 (人/月)	356	383	413
③ 保育所等訪問支援	平均利用者数 (人/月)	34	48	66
④ 居宅訪問型児童発達支援	延利用日数 (人日/月)	0	0	0
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0
⑤ 医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置人数	配置人数 (人)	1	1	1

注) 令和6年4月1日からは、これまで医療型児童発達支援で行ってきた治療(リハビリテーション)は児童発達支援センター等で行います。

(2) 障害児相談支援の見込量と確保方策

① サービスの概要

障害児相談支援に含まれるサービスは以下のとおりです。

図表 障害児通所支援の概要

サービス名称	サービスの概要
① 障害児相談支援	障がいのある子どもが障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

② サービスの利用実績

第2期障がい児福祉計画期間におけるサービスの利用実績は以下のとおりです。

図表 サービスの利用実績

サービス名称	単位	実績／計画	第2期障がい児福祉計画（実績と計画）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 障害児相談支援	平均利用者数 （人／月）	実績	72	70	73
		計画	70	73	76

③ サービスの利用見込みと確保方策

各サービスの見込量は過去5年間のサービス量実績値の変化率の平均を用いて算出しています。障害児通所・訪問系サービスの利用ニーズの増加に伴い、障害児相談支援についても利用者数の増加が見込まれます。

今後も、専門的な知識・技術を有する民間事業者による適切なサービスの確保を図るとともに、各関係機関との連携によるサービスの情報提供に努めます。

図表 サービスの利用見込み

サービス名称	単位	第3期障がい児福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 障害児相談支援	平均利用者数 （人）	86	100	118

(3) 発達障がい者等に対する支援

① 支援活動の概要

支援活動名称	支援活動の概要
① 相談支援プログラム	親子で活動に参加する中で、保護者が子どもへのかかわり方を学び、不安や困りごとを軽減させるための相談支援を示しています。
② パARENT・メンター	発達障がい児(者)を持つ親等への家庭生活の充実及び障害福祉の向上を図ることを目的に、発達障がい児を育てた親が「信頼できる相談相手」としてパARENT・メンター相談会を開催。専門家とは違う視点で、葛藤や不安に共感しながら寄り添うと共に、地域の情報などを、同じ目線で伝えている事業です。
③ ピアサポート活動	障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援するピアサポート事業を実施しています。

② 支援活動の状況

第2期障がい児福祉計画期間における支援活動の状況は以下のとおりです。

図表 発達障がい者等に対する支援活動の状況

支援活動名称	単位	実績／ 計画	第2期障がい児福祉計画（実績と計画）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援プログラム	参加者数 (人)	実績	125	129	235
		計画	134	136	264
パARENT・メンター	人数 (人)	実績	19	19	19
		計画	23	23	23
ピアサポート活動*	参加者数 (人)	実績	52	43	43
		計画	0	0	1

※令和3年度はピア・カウンセリング講座の参加人数、令和4年度はピアサポーター養成講座の参加人数、令和5年度以降はピアサポーター養成講座の参加見込み数としています。

③ 活動見込み

第3期障がい児福祉計画期間における活動見込みは以下のとおりです。
子育て支援プログラムについては、募集人数を見込みとしています。

図表 活動見込み

支援活動名称	単位	第3期障がい児福祉計画見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援プログラム	参加者数 (人)	120	120	120
ペアレント・メンター	人数 (人)	19	19	19
ピアサポート活動	参加者数 (人)	43	43	43

第6章 資料編

(1) 計画の策定経過

時期	内容
令和4年9月～10月	三鷹市障がい者等の生活と福祉実態調査の実施
令和5年5月22日	令和5年度第1回三鷹市障がい者地域自立支援協議会
令和5年5月29日	令和5年度第1回三鷹市健康福祉審議会(検討状況の報告①)
令和5年6月30日	令和5年度第2回三鷹市障がい者地域自立支援協議会
令和5年8月31日	令和5年度第3回三鷹市障がい者地域自立支援協議会
令和5年10月31日	令和5年度第4回三鷹市障がい者地域自立支援協議会
令和5年11月22日	令和5年度第3回三鷹市健康福祉審議会(検討状況の報告②)
令和5年11月30日	令和5年度第5回三鷹市障がい者地域自立支援協議会
令和5年12月18日 ～令和6年1月15日	パブリックコメントの実施
令和6年1月25日	令和5年度第6回三鷹市障がい者地域自立支援協議会
令和6年2月14日	令和5年度第4回三鷹市健康福祉審議会(諮問・答申)

(2) パブリックコメントで寄せられた意見

意見	回答

(3) 三鷹市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

(任期：3年)

選出枠	氏名	所 属
1 公募委員	堀 洋一郎	公募委員
2 障がい当事者 (5人)	福原 理絵	身体障がい当事者(視覚)
	高橋 みゆき	身体障がい当事者(聴覚)
	平松 百花	知的障がい当事者
	赤岡 かおる	精神障がい当事者
	菅原 健	難病当事者
3 障がい者家族会 関係(3人)	中野 弘子	三鷹市心身障害者(児)親の会
	土屋 秀雄	精神障がい者家族会 あおき会
	吉田 純子	一般社団法人 発達障がいファミリーサポート Marble
4 障がい福祉サー ビス事業者等か らの推薦 (9人)	新津 健朗	知的障がい者サービス事業者 社会福祉法人 にじの会
	大野 通子	精神障がい者サービス事業者 社会福祉法人 巣立ち会
	中野 昭精	グループホーム事業者 社会福祉法人 おおぞら会
	瀧澤 勤	地域活動支援センター まちかど 特定非営利活動法人 みたか街かど自立センター
	岡田 敏弘	障がい者自立支援センター ゆー・あい 社会福祉法人 三鷹授恵会
	加藤 亮一	一時保護事業者 特定非営利活動法人 三鷹はなの会
	豊田 未知	放課後等デイサービス事業者 TEENS 三鷹
	海老原 恵理子	三鷹市障がい者就労支援センターかけはし 特定非営利活動法人 障がい者ワーククラブみたか
	鶴田 明子	相談支援事業者
	5 関係機関・団体 からの推薦 (7人)	工藤 勇太
石渡 理之		三鷹公共職業安定所
渡辺 雅令		三鷹市医師会
渡邊 幸治		三鷹商工会
上野 たか子		三鷹市民生・児童委員協議会
高橋 久実子		社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会
春日 里江		東京都多摩府中保健所
6 学識経験者 (2人)	片桐 朝美	杏林大学 保健学部 健康福祉学科
	大木 幸子	杏林大学 保健学部 看護学科

計26人

(4) 三鷹市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成19年11月21日

施行

(設置)

第1条 地域における障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携強化と課題解決に向けた協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、三鷹市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（一部改正〔平成26年2月14日施行〕）

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談機能の充実及び当事者の視点に立った支援体制の構築に関すること。
- (2) 地域生活を支援する障害福祉サービス等の提供体制の構築に関すること。
- (3) 就労支援の機能強化及びネットワークの拡充による支援体制の構築に関すること。
- (4) 障がい福祉計画等の検討、推進、進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（一部改正〔平成26年2月14日施行〕）

(協議会の組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、市長が依頼する委員をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 障がい者
- (3) 障がい者等の家族で構成される団体の推薦する者
- (4) 障がい福祉サービス事業者等の推薦する者
- (5) 関係機関の推薦する者
- (6) 学識経験者

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成26年2月14日施行・29年4月1日〕)

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長3人以内を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれらを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成26年2月14日施行・29年4月1日・令和5年5月22日〕)

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(一部改正〔平成26年2月14日施行・29年4月1日〕)

(専門部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、委員の中から会長が指名する。

3 専門部会は、部会長が委員及び委員以外の障がい者等の福祉に関わる者のうちから指名する者をもって構成し、第2条に規定する所掌事項のうち、部会長が指定する事項について協議する。

(全部改正〔平成29年4月1日施行〕)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい者支援課その他関係各課に所属する職員が処理するものとする。

(一部改正〔平成26年2月14日施行・29年4月1日〕)

(個人情報の保護)

第8条 協議会の関係者は、協議会で取り扱う個人情報に十分留意するものとする。

(一部改正〔平成26年2月14日施行〕)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(一部改正〔平成26年2月14日施行〕)

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に依頼された協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成26年2月14日施行）

この要綱は、平成26年2月14日から施行する。

附 則（平成29年4月1日施行）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月22日施行）

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

(5) 用語解説

あ

○アクセシビリティ

利用者が情報や機器、サービスを円滑に利用できること

○インクルーシブ教育

障がいの有無で子どもを区別せず、同じ場所で学ぶ教育

○医療的ケア児

NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと

か

○基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として障がいのある人の相談に総合的に対応する機関

○教育支援学級

国や都では「特別支援教育」という名称だが、三鷹市では一人ひとりのニーズに応じた支援は「特別」なことではなく、自然で当たり前のこととして捉え、「教育支援」と呼ぶこととしている。また、「特別支援学級」については「教育支援学級（固定制）」、「通級指導学級」については「教育支援学級（通級制）」という名称を用いている。

なお、都では教員が拠点校から児童の在籍校へ巡回して指導するシステムを「特別支援教室」と呼ぶが、三鷹市では「校内通級教室」と呼ぶ。

○ケアプラス保育

障がい児や医療的ケア児（①経管栄養（経鼻・胃ろう）、②導尿、③インスリン注射）等、特別な配慮を必要とする方の保育の名称

子どもの発達状況や個性を踏まえながら、クラス集団の中で子どもの成長を支援できるように、保育士を1対1で配置し、クラス担任との連携のもと、保育を行う。

○ケアマネジメント

支援を必要とする人の生活や心身の状況を踏まえて希望に沿った生活を送ることができるよう、適切なサービスを組み合わせるもの

た

○地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会

○地域ケアネットワーク

三鷹市が平成 16 年度から整備する、高齢者や障がい者、子育て家庭をはじめ、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民参加の支え合いの仕組み

○地域生活支援拠点

障がい者の「親亡き後」や高齢化・障がいが重度化してもなお、障がい者が地域で自分らしく安心して暮らし続けるために必要な支援を地域の支援機関等が連携して提供する体制のこと

な

○ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も同様に生活できるような支援が必要であるとする考え方

は

○ペアレント・メンター

自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。

ら

○ライフステージ

年齢に伴って変化する生活段階のこと

○レスパイト

休息、息抜き、小休止等を意味し、在宅で介護を受けている障がいのある人が福祉サービス等を利用している間、介護をしている家族等が一時的に休息を取れるようにするサービスのこと

第三期三鷹市障がい者(児)計画

発行	令和6年 月
企画・編集	三鷹市 健康福祉部 障がい者支援課 〒181-8555 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
TEL	0422-29-9232